

第 63 回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成 28 年 8 月 2 日（火） 9:30～12:15

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 西郷浩

（委 員） 野呂順一、宮川努

（審議協力者（学識者）） 池内健太、長岡貞男

（審議協力者（各府省等）） 内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済統計課：江刺課長、齋藤主任研究官
ほか

総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室 小松室長ほか

（事 務 局） 総務省統計委員会担当室：横山審議官、山澤室長、吉野政策企画
調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議題 （1）科学技術研究調査の変更について

（2）小売物価統計調査の変更について

○西郷部会長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第 63 回サービス統計・企業統計部会を開催いたします。

大変早い時間からお越しいただきまして、どうもありがとうございます。私がこの部会の部会長を務めさせていただきます西郷と申します。どうぞよろしく願いいたします。

また、参考資料 1 にありますとおり、本部会には野呂委員と宮川委員に参加していただくほか、科学技術研究調査につきましては審議協力者 2 名、経済産業研究所の池内研究員と東京経済大学の長岡教授にも参画いただきます。なお、各省の審議協力者、事務局の出席者一覧につきましては、資料番号は付しておりませんが、お手元にお配りしておりますので御参照ください。

さて、本日の案件は、7 月 26 日の第 99 回統計委員会において総務大臣から諮問された「科学技術研究調査の変更」及び「小売物価統計調査の変更」について審議をしていただ

きます。

まず、議事に入ります前にお断りしておきたいことがあります。諮問の番号どおりですと小売物価統計調査が先で、次に科学技術研究調査になるわけですけれども、今日は前半に科学技術研究調査の変更について審議していただいて、それが大体1時間半程度、11時ぐらいまで、それからその後に小売物価統計調査の変更について、11時から12時ぐらいまで審議を予定しているということになります。最終的には12時までを予定しておりますが、予定の時刻を過ぎる場合もありますので、その時には、既に御予定がある委員、審議協力者におかれましては御退席いただいて結構です。

それでは、まず事務局から配布資料について御紹介をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 本日の配布資料ですが、議事次第にありますとおり、科学技術研究調査と小売物価統計調査をまとめて配布させていただいております。科学技術研究調査につきましては、資料1が諮問の関係の資料、その後ろに横表で資料1の別添と書いてありまして、諮問の概要資料を付けております。資料2が審査メモ、その後ろに横表で審査メモの参考資料、資料3で総務省統計局の説明資料を付けております。資料4以降は小売物価統計調査の資料で、資料4が諮問の関係の資料、資料5が審査メモ、資料6が統計局の説明資料となっております。また、参考1と参考2で委員の構成及び科学技術研究調査の部会の開催日程をお配りしております。また、最後に、7月26日の統計委員会で科学技術研究調査の諮問の際に統計委員会の委員から示された意見の要旨を添付いたしております。さらに座席表と出席者名簿もお配りしておりますので、以上、資料不足等ありましたら事務局までお知らせいただければと思います。

事務局からは以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、まず、科学技術研究調査について審議をいたします。先ほど申しましたように大体11時ぐらいに科学技術研究調査の審議は終了して、そこで、科学技術研究調査関係の審議協力者の方には退席していただくというような手順になります。

まず初めに、諮問の概要について政策統括官室から御説明をいただきたいと思います。それではよろしくをお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは諮問の概要について御説明をいたします。先ほども御紹介いたしましたが、資料1の下に資料1の別添というものを付けておりますので、そちらを御覧いただければと思います。簡潔に御説明し

たいと思います。

科学技術研究調査の概要ということで、1枚めくっていただきまして、裏側が1ページ目ということになっておりますが、調査の目的です。この調査は、科学技術に関する研究費、それから研究者の数などの実態を調査する基幹統計調査で、総務省統計局が実施するものです。沿革の部分にありますとおり、昭和28年から行われているものです。調査対象といたしましては、企業や非営利団体・公的機関、それから大学などを対象にしておりまして、この4区分で調査票がそれぞれあります。また、調査対象者の抽出ですが、企業につきましては、大規模なものなどを全数で把握するほかは無作為で、それ以外の機関については全数という設計になっております。

資料の右上のところに調査事項を列記しておりますけれども、大まかに申し上げますと、目的のところでも申し上げたとおり、研究者の数、それから研究費の額を把握するものとなっております。調査の時期は毎年5月から7月にかけて行われる年次調査で、調査方法は民間事業者を介した郵送、オンラインの併用という形で行われています。以上が調査の概要ということになります。

次の2ページ目、結果の利活用のところですが、科学技術基本計画における政策目標の指標として用いられることはもちろんですが、男女共同参画基本計画においても、女性研究者の研究環境の整備ということで、その状況把握が求められており、その際に本調査のデータが用いられています。このほか、項番2番、3番にありますとおり、国民経済計算の推計資料、あるいは国際比較としての資料提供といった形で用いられています。

続きまして、今回審議していただく内容ということで3ページ目にまとめております。今回申請された内容は大きく2点、調査事項の変更と集計事項の変更ということになります。集計事項の変更につきましても調査事項の変更に連動するものが多くありますので、今回の変更は、調査事項の変更がメインとお考えいただければ結構かと思えます。また、調査事項の変更に関しまして(1)から(5)まで記載しておりますが、これも幾つかにカテゴリー分けができます。まず(1)と(2)、これは研究者の数について、より詳細なデータを把握するという目的での変更、それから(3)、これはフラスカチ・マニュアル、研究開発関係のデータ収集等の国際的なマニュアルですが、それに沿った定義の変更、それから(4)、(5)、こちらは研究費の把握区分の見直しといったものに関するものです。

これら変更の理由といたしましては、利活用のところでも申しました科学技術基本計画の進捗確認の必要性、それからフラスカチ・マニュアルへの対応といったことが中心にな

っています。したがって、今回の変更によって政策目標、政策指標としての利活用の向上はもちろんですが、国際比較性の向上といったことも期待されているところです。

それでは最後に、今回審議していただくに当たっての論点について、4ページにまとめておりますので申し上げます。1は、今回の変更内容の妥当性の確認になります。2番ですが、前回答申時、平成25年になりますが、このときの答申で「今後の課題」ということで2点付されています。1つ目ですが、前回の答申はフラスカチ・マニュアルと科学技術基本計画が近々改定される、そういうタイミングでしたので、その改定を踏まえた見直しになっているかどうかの確認というのが課題として付されておりました。それから2つ目ですが、本調査において研究者の採用、転入あるいは転出といったことについても把握をしていますが、企業や大学によって取り扱いが異なるということで、研究者の異動等の実態把握に注意を要する状況にあるというふうに書かれています。そういったことも踏まえ、報告者負担にも考慮しながら、調査事項の更なる整合性の確保についても検討しなさいということで課題が付されています。よって、この2点についても確認審議をお願いしたいと考えております。

最後、項番の3、その他ですが、本調査の利活用のところでも触れましたが、本調査の結果は国民経済計算の推計資料としても使われています。御案内のとおり、近々国民経済計算の基準改定が予定されています。そのときにはR&D、研究開発に関する取扱いも変わるということですので、その関係での支障ありやなしやという確認も最終的にはしておきたいと考えております。

以上が今回の諮問の概要です。

○西郷部会長　　ありがとうございました。

続きまして、調査実施者からこの場で補足説明等がありましたらよろしく願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長　　補足等については特にありません。よろしく願いいたします。

○西郷部会長　　ありがとうございます。

それでは、統計委員会に諮問されたときに委員の皆様からこの科学技術研究調査に関して意見が示されておりますので、個別の審議に先立ちまして事務局から御紹介いただきたいと思っております。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官　　引き続き御説明をいたし

ます。一番下の資料に、特に資料番号を付けていないものとして「科学技術研究調査の諮問の際に委員から示された意見」という1枚紙を御覧いただければと思います。これが先週、7月26日の委員会のとき、科学技術研究調査の諮問をいたしました。そのときに個々の先生方から御意見として頂戴したものです。脚注のところにも書いておりますとおり、正式な議事概要等につきましては委員会担当室において別途作成中ということで、この用紙につきましては本日の部会審議に資するために便宜的に作成したものであるということで御承知おきいただければと思います。

意見といたしましては黒丸を付けているとおり、4点ほど出ておりました。このうち今回の諮問事項に直接関連するものとしては2つ、まず一番上の清原委員からのもので、新規採用者の内数として自然科学部門の専攻別内訳の把握を追加するということですが、人文科学あるいは社会科学の専攻別内訳を把握しないのはなぜでしょうかという御意見がありました。

それから1つ飛びまして3つ目、これは永瀬委員からの御意見です。期間なし研究者の項目追加のところについてです。他の項目と同様、内数として女性の数を把握すべきではないでしょうかという御意見でした。科学技術基本計画において女性の数まで目標値は明示されていないのかもしれませんが、男女共同参画計画において女性研究者の環境整備ということとの整合を考えたときに、女性の数を把握するということは必要だと思いますという御意見でした。以上2点は、個別の審議の際に実施者から回答をしていただく予定です。

あと2つ、これは一般性の高い御意見でしたが、上から2つ目、これは西村委員長からの御意見ですが、一般的な印象として統計が現実の後追いになっているという感想を持っています。また、今回掲げられた基本計画の類につきましても、作った段階から古くなっていくという場合があり、それに準拠をするというだけでは時代から遅れていくということもあり得る。ですから、統計調査の計画についても、施策をなぞるだけではなく、時代を先取りするといった対応も必要になる場合があるのではないか。これは委員会審議においても言えることで、申請された変更内容の審議だけでなく、それに関連した問題提起をするということも必要な場合があるかと思いますがという御意見でした。

それから最後、一番下です。白波瀬委員からの御意見で、科学技術研究調査だけでなく、他の統計調査においても、人数を把握する場合には基本的に男女別に把握する必要があるのではないのでしょうかというものでした。

以上です。

○西郷部会長　　ありがとうございます。

これらの意見への対応に関しましては、この後に行われる統計局からの説明の際に併せてお願いできればと思います。委員、審議協力者の方から今の時点で何か追加等がございますか。よろしいですか。

それでは審議に入りたいと思います。資料2の審査メモを御覧ください。各変更事項について審査状況と論点をまとめてありますけれども、本日はこの審査メモの6ページぐらいまでを終わらせることを目標としたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは1ページ目の調査事項1について、事務局から審査の状況を御説明いただきます。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官　御説明いたします。

審査メモの1ページ、(1)の調査事項-1というところです。まず、任期無し研究者の数及びその内訳としての40歳未満の数の追加に関してです。

審査状況についてですけれども、第5期の科学技術基本計画において、大学、それから公的研究機関においてはポストク等として若手研究者が挑戦できる任期を付さないポストの拡充ということが求められています。そういったことも踏まえ、さらに数値目標としても記載がされているという状況です。こういった状況を受けて、「これを受けて」の段落ですけれども、非営利団体、それから公的機関を対象とする調査票の乙、それから大学等を対象にする調査票の丙というこの2種類ですが、この2種類について、任期無し研究者の数、そしてその内数としての40歳未満というのを新たに把握したいということになっております。表の1に書いているとおりです。

これにつきましては、科学技術基本計画といったような形で政策目標の実態把握という行政上のニーズの対応というものですので、おおむね適当とは考えておりますが、以下1ページから2ページにかけて記載しております論点を3つ調査実施者に投げかけているところです。論点の1つ目、aと書いておりますけれども、これは任期無し研究者の定義についての確認です。

それから、めくっていただきまして2ページになりますけれども、2点目、bのところですが、今回把握する任期無し研究者の数ですが、調査票の乙については、研究者、専ら従事する者、それから兼務する者について把握をする、それから調査票の丙ですが、研究本務者からそれぞれ把握するというので、把握する範囲がそれぞれ異なっているという

状況ですので、その理由は何かということを知りたいです。

それから3点目、cですが、これは先ほど申し上げた、委員会でも御指摘があった男女別の把握ということで、女性の数はとらなくてよいのでしょうかということについてです。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

続きまして、調査実施者から、各論点とともに、統計委員会において指摘のあった事項について御回答をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 資料3の1ページをお開きいただければと思います。最初に論点aの任期無し研究者の定義につきましては、労働力調査における従業上の地位の区分のうち、「無期契約」の「一般常雇」の定義と同様に、「雇用契約期間の定めがない者」で、定年までの場合を含む定義とすることを考えております。

また、この定義の第5期科学技術基本計画との整合性についてですが、基本計画では、「大学及び公的研究機関においては、ポストドクター等として実績を積んだ若手研究者が挑戦できる任期を付さないポストを拡充することが求められる」とされておりますので、本調査における「雇用契約期間の定めがない者」の定義については、基本計画と整合的なものになっていると考えております。

次に2ページの論点b、任期無し研究者数について、調査票乙と丙で把握範囲が異なる理由について御説明をいたします。任期無し研究者の把握範囲につきましては、先ほども申し上げましたとおり、基本計画では大学及び公的研究機関における若手研究者の任期を付さないポストの拡充とされておりますので、非営利団体・公的機関を対象とする調査票乙、また大学等を対象とする調査票丙のいずれにおきましても、「雇用されている研究者」を把握することにしております。ただし、調査票丙におきましては、大学院の博士課程の在籍者は、まだ学生で、雇用されている者ではないこと、また、医局員につきましては、大学の附属病院に所属し、医学部や歯学部などの学部課程を卒業した後の研修期間にある医師や、大学病院等に従事する医員も含まれており、これらの者の業務については、一部臨床研究等を含んではおりますが、医療従事者としての診療業務が中心であることから、これらを「本務研究者」から除外して把握をすることにしております。

続きまして3ページの論点c、任期無し研究者の男女別把握の必要性について御説明をいたします。基本計画における任期無し研究者につきましては、具体的な数値目標の中で40歳未満の数について言及されておるところですが、その女性の数の把握については言及

されておられません。

また、男女別の把握の必要性につきましては、男女共同参画基本計画における指摘について十分理解をしているところですが、今回の調査事項、調査区分の見直しに伴いまして、報告者の記入負担がかなり増加をしている中で、任期無し研究者について、40歳未満という特定の年齢に該当する者の記入に加えまして、さらに男女別の記入をお願いするということにつきましては、記入の際にかなりの手間を要することが考えられますので、報告者の記入負担の状況を検証する必要があるものと考えております。このため、今回は基本計画に記載されている40歳未満の任期無し研究者を確実に把握することにして、男女別の数の把握の可否につきましては調査の実施状況を見た上で検討することにしたいと考えております。

私どもの説明は以上ですが、7月26日の統計委員会において、複数の委員から任期無し研究者の内数として女性研究者の把握の必要性について御指摘をいただいておりますので、この点も踏まえて御協議いただければと思っております。これについての回答につきましては先ほど申し上げたとおりということです。

以上です。

○西郷部会長　ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に対しまして委員、審議協力者の皆様から御意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。池内審議協力者、お願いします。

○池内審議協力者　ありがとうございました。

40歳未満というところが基本計画では言われているわけですが、例えば年齢階級ごとに分けて研究者の数を把握するとか、そういった中で40歳未満の数がどうなっているのかということとか、ほかの年齢階級と比べてどうなっているのかとか、そういった比較ができるような、その年齢階級別に従業者を把握するという形にされなかった理由を教えてください。

○西郷部会長　よろしく願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長　先ほど申し上げた報告者負担の観点から考えておまして、今回の調査事項等を見直しに伴い、かなり追加把握事項が多くなっております。任期無し研究者について40歳未満という区分を把握するほか、新規採用者数の内数として自然科学部門の専攻別にかなり把握区分数を増やしており、さらに、女性の別も把握しますので、これらで16区分増えている状況です。そのほかに新規採用者、転入研

研究者について、それぞれ博士号の取得者数も追加をしています。金額部分では研究費についても今回把握事項を追加している部分がありますので、例えば企業Aを対象とする調査票甲におきましては、変更前に比べ記入箇所数が25カ所ぐらい増えているという状況になっています。こういった状況を考えますと、年齢別に網羅的に調べるというのは相当の負担をかけることになりますので、今回は基本計画の中で指定をされている40歳未満というところを把握したいと考えております。

以上です。

○西郷部会長　よろしいですか。

○池内審議協力者　すみません、1点だけ追加で。基本計画ですと、若手の中で任期を付さないポストを拡充するというのと、それから、40歳未満に関しては大学の本務研究員の数を増加させるということが言われているわけですが、任期のありなしにかかわらず大学の本務研究者というのはいると思います。任期ありも含めた大学の本務研究者の数が1割増えたかどうかということは今の統計だと分からないことになってしまうのですが、その理解でよいかということと、それで問題ないのかということをお伺いします。

○西郷部会長　では、御回答をお願いします。

○齊藤総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐　40歳未満のところは少し厳しいかもしれないのですが、任期無し研究者のところにつきましては、うち任期無し研究者ということで、大もとの研究本務者、そこからうち任期無し研究者を差し引くことで、残りの差し引いた人たちが本務者のうちの任期ありの研究者になるかと思っておりますから、そこまでは追えるかと思っておりますが、40歳未満のところまでは、現在のこの調査票変更案では少し追えないところではあります。実際、内閣府から具体的に任期ありの人たちまでの要望はなかったもので、このような形に今なっているところです。

○木村内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（基本政策担当）付企画官　内閣府の科学技術・イノベーション担当です。今、池内審議協力者から御指摘のあった基本計画で目標値を定めた40歳未満の大学本務教員については、実は文部科学省が実施している学校教員統計調査というのがあって、そちらの数字をベースに把握しようと考えております。しかし、同調査は教員だけを対象としていて、また任期の有無は把握できないということになっていますので、もう少し教員以外の研究者の方も含め、任期の有無の状況も見るという上では、やはりこの科学技術研究調査において把握することが重

要だと思っております。

○池内審議協力者　ありがとうございました。

○西郷部会長　ほかにありますか。

○野呂委員　40歳未満の年齢構成について、同じような質問ですが、確かに基本計画では若手の研究者ということに特定されているのですけれども、今後、この統計を使っていくとき、40歳以上の研究者についても調べておく必要はないのか、今40歳未満で有期の人について、やがてポストにつけるのかどうか等を見ることを考えると、やはり一定程度のもう少し上の年齢層についても統計データが要るような気がします。基本計画との関係は理解できますが、これだけの数字で十分かという辺りが少し素人では何とも言えないのですが、いかがでしょうか。

○西郷部会長　御回答いただけますか。

○齊藤総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐　我々統計実施者のサイドからしますと、当初この御要望が出たときに、一部ではありますけれども、客体に対しまして年齢5歳階級別等で回答できるでしょうかというふうにヒアリングをしたのですけれども、その結果があまりよくなくて、報告者にとりましては年齢階級別で研究者の数を報告するというのがかなり負担のようでした。客体にとっての従業者について年齢階級別というわけではなくて、従業者の中で研究者について年齢階級別となりますと、あまりしっかりしたリストですとかデータ等がなくて、結局一人一人追って行って年齢階級別のところで集計していかなくてはいけないということで、かなりの客体にとっては負担になっているようで、それでも基本計画でしっかり書かれたことですので、最低限そこにつきまして我々で今回変更案として出させていただいたところです。

○野呂委員　報告者負担は大きいということで、そこは理解できたつもりです。ただ、一方で、今日40歳未満の方もあと5年経てば40歳以上になる訳で、40歳以上の研究者の人についても、今から調べておく必要があるのではないかと考えて質問したのですけれども、そこはもう調べなくても大丈夫だということですか。

○宮川委員　今の野呂先生のお話ですけれども、40歳以上の研究者が大丈夫かどうかというのは、多分国立大学法人だったらその予算の状況によって決まってくるので、もし40歳未満の方をこういう目標でとれば、40歳以上の人については、定員が決まっていると、それはなかなか難しいということにはなるのだらうと思います。また大学で考えると、公募をする際に、本当は公募の場合は年齢制限ができないわけですから、その分の年齢配置

を考慮しなくてはならないというようなことになると思います。

大学に関してみればまた別の基準があって、大学基準協会の審査で、年齢配置が適正かどうかというのが評価対象になります。したがって、大学だけだともっと色々な制約条件が加わっているということなのだろうと思います。

○西郷部会長 内閣府からは、最初は年齢別に把握してほしいというかなり強い要望があって、当調査実施者で年齢区分をどこまで入れられるのかということを検討した結果、今回に関しては科学技術基本計画でうたわれている 40 歳というところを初めて年齢区分として入れる。そこが一番現実的な線ではないのかという御回答だと思うのです。これ以上細かい把握をするということになるとかなり難しいということから、今回は 40 歳という区切りが一応の現実的な選択なのではないかというのが私の印象ではあるのですけれども、いかがでしょうか。将来的に、40 歳という区分を一旦入れてみて、やはりもう少し細かい区分の把握が必要であるということであればその先を今後考えていただくということにするのが一番よいのではないかと私は思うのです。

○池内審議協力者 1 点だけ補足といたしますか、この科学技術研究調査の話ではないのですけれども、例えば文部科学省ですとポストクの追跡調査とか、あるいは博士人材データベースという形で研究者個人に調査をかけていくという取組も始められているところだと思います。あとは、もっと言えば国勢調査みたいな全数調査をいかに活用するかということも是非考えていただければよいかと思うのですけれども、そういった個人を対象にした調査をうまくきちんと活用していくということも併せてやられるとよいのかと思います。

ただ、1 つは、大学で調査、年齢階級別にとろうとすると負担が大変だというのは、逆に言うと、きちんと研究者とそうでない人、従業者を分けてプロフィールを管理していないということだと思うのですけれども、それで本当にマネジメントとしてよいのかどうかという視点もあると思うのです。きちんとそうやって情報が管理されているのであれば、それを単に集計して出すだけなので簡単に済むと思うのですけれども、そういったことをきちんと、大学のマネジメントとして従業者のプロフィールを管理するという取組を推進していくということは一方で必要なのではないかと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。それはおそらく調査実施者の側ではなくて逆の、マネジメントというか、別の部門の守備範囲ということになると思うのです。

○長岡審議協力者 すみません。私は、今の部会長の御意見に賛成です。任期無しの研

究者の把握というのがなかなか難しく、例えば本当に重要なのは、むしろテニユアトラックにどのくらいいるかとか、そういったことを把握した方がよい可能性もあります。ただ、それはまたテニユアトラックかどうかの識別もなかなか難しいということがありますので、今回こういう改定をして40歳未満を把握すると同時に、必ずしも総務省の仕事ではないのかもしれませんが、若手のインセンティブを上げるためにはどういうポストの用意の仕方があるか等を実態の把握も含めて研究をしていくことが重要ではないかと思えます。

○西郷部会長　ありがとうございます。

ほかに御意見ありますか。はい。

○宮川委員　その件とは少し別なのですけれども、任期無し研究者等については、この調査票を見る限り、別に女性も書いてもらっても問題ないのではないかと思います。先ほどの年齢階級別というのをうまく把握していないところは確かに問題だとは思いますが、この並びで言えば、女性のところを入れても別にそれほど問題ではないような気がしているのです。個人的な印象です。

○西郷部会長　いかがでしょうか。男女別の把握に関してはいかがですか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長　先ほど申し上げたように、年齢別の把握で集計の手間が入るわけですが、それに加えて男女別の整理をすることで集計上の負担が増加するということです。私どものこれまでの調査票の設計は、例えば大学等の調査票の中で全て女性の内訳を聞いているという設計ではなく、その必要性や負担面などを総合的に勘案をして設計をしてきております。

今回は、この部分の任期無し研究者の数と40歳未満の研究者の数という部分を追加していますけれども、先ほど申し上げたように、新規採用者の内数としてかなり把握区分を増やしておりますし、そうした中での追加ということですので、これが回答全体にどのような影響があるのかというのは、一部の大学へのヒアリングだけではなかなか判断がつかないところがありますので、今回、実際に調査を実施してみて、負担の状況がどうだったのかということは十分検証する必要があるのではないかと考えているところです。

○西郷部会長　いかがですか。そういう負担の量の量的な感覚というのは、なかなかつかみづらいところがあるわけですが、男女の別で書くということが本当に本質的な負担の増加になるかどうかということだとは思いますが、実施者の感触としてはかなり大きな負担になるのではないかという感触と受け取れるということでしょうか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 個々の部分だけの話ではなく、トータル的な話として申し上げさせていただいたのですけれども、例えば前回の平成26年の調査事項の変更の際は、それほど大きな区分数の追加はなかったのですけれども、今回かなり大幅に増えている中での話として少し懸念をしているところです。

○西郷部会長 持ち帰って検討とかそういう余地はないでしょうか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 本日御指摘をいただいておりますし、委員会でも御指摘をいただいておりますので、一度持ち帰って再整理をして、次回の部会で改めてお示しさせていただければと思います。

○西郷部会長 分かりました。それでは、年齢区分に関しましては、提案どおり40歳という区分にするということで今回は決着、男女別の把握に関しましては、一度持ち帰っていただいて次回の部会の折に御回答いただくことにしたいと思います。ありがとうございます。それでは、審査メモの最初の調査事項の1については以上のような形で決めさせていただきます。

今度は3ページ目の調査事項の2に関しまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 審査メモの3ページ、(2)のところ。次に、新規・転入の内訳の詳細化ということで2点計画がなされています。1つは①のところですが、新規採用者の内数として自然科学部門の専攻別人数の追加、もう一つ、②ですが、新規採用者、それから転入研究者の内訳として博士号取得者の数を追加することです。

これについての審査状況ですが、総務省では、第5期科学技術基本計画におきまして、組織の意思決定の場に参画している女性研究者が少ない、第4期基本計画が掲げた女性研究者の新規採用割合に関する目標値、自然科学系30%等々ありますけれども、それも達成されていない状況にあるということを記載した上で、特に自然科学系の分野別の目標値、今も少し触れましたけれども、それぞれ何%という形で具体的な数字を再掲しております。これを踏まえまして、表2のところに記載しておりますとおり、自然科学部門の理学、工学等々の内訳別に人数の把握をする、さらに女性の内数も把握するということです。

それからもう一つとしては、下の段になりますけれども、新規採用者の博士号等を把握するという、これも基本計画の中で、「若手研究者がキャリアの段階に応じて高い能力等」と記載しておりますけれども、「最大限発揮できる環境を整備する」ということを踏まえた追加ということ。す。

これらにつきましては、先ほどの任期無し研究者と同様ですが、行政上のニーズを踏まえたものということで、おおむね適当とは考えておりますが、幾つか確認したい点があるということで2つ論点として投げかけをしております。1つ目といたしましては、aのところですが、今回の変更それ自体が第5期科学技術基本計画等の指摘内容を踏まえた十分な内容となっているか、整合がとれているかということです。それから2点目bですが、こちら先ほど御紹介した委員会での御指摘があった部分ですが、自然科学部門以外の内訳の把握ということで、その必要性はないかということです。

以上です。

○西郷部会長　ありがとうございます。

それでは、調査実施者から御説明をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長　それでは、資料3の4ページの論点aを御覧下さい。今回の変更内容が、第5期科学技術基本計画の指摘内容を踏まえたものになっているかどうかということですが、まず変更内容①の新規採用者数の内訳として自然科学部門の専攻別人数を追加するということにつきましては、第5期科学技術基本計画の本文中に、大学及び公的研究機関における女性研究者の新規採用割合に関する目標値が記載されており、それに対応したものとなっております。特に医学、歯学、薬学につきましては、分野ごとに状況がかなり異なるものと考えられますので、具体的な施策を考える上で、分野ごとの把握が必要であるとのニーズに対応したものとなっております。

さらに、同基本計画には、「産業界において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律を活用して各事業主が採用割合などの目標設定と公表等を行う取組を加速する」ことや、「目標値を第5期基本計画期間中に達成すべく、国は関連する取組について産官学の総力を結集して総合的に推進する」といった記述があり、民間企業の女性研究者の活躍も推進する内容となっていることから、これに対応したものとなっております。

また、自然科学部門別に新規採用者数を回答可能かどうかにつきまして報告者にヒアリングを行いまして、その結果については5ページの上のとおりですが、過半数から負担なく回答可能であるとの御意見を頂いております。

以上のことから、今回の変更内容につきましては第5期科学技術基本計画の指摘内容を十分踏まえたものになっているものと考えております。

なお、7月26日の統計委員会におきまして、複数の委員から自然科学部門以外として人文・社会科学部門の把握の必要性につきまして御指摘がありました。これにつきましては、

確かにそういったような部門別の把握あるいは項目があれば、よりベターということで承知をしておりますけれども、先ほど申し上げたように、今回報告者負担が全体的に大きく増加をしている中で考えますと困難ではないかと考えている次第です。

それから次に、変更内容②の博士号取得者の把握につきましては、学校基本調査で大学院博士課程の卒業生数を把握することができますが、この中には博士号取得者のほかに満期退学者も含まれております。また、博士号取得者を受け入れる企業・研究機関別のデータが存在していないというのが現状です。

第5期基本計画の本文に、「博士課程修了後に独立した研究者・大学教員に至るまでのキャリアパスを明確化するとともに、若手研究者がキャリアの段階に応じて高い能力と意欲を最大限発揮できる環境を整備する」という記述がありますが、このような環境整備の状況を把握するデータの一つとして博士号取得者の就職状況をより正確に把握するためには、本調査での把握が必要であると考えております。

続きまして6ページになりますが、論点bです。新規採用者の内訳として、自然科学部門以外についても内訳を把握する必要はないかという点ですけれども、第5期基本計画には、自然科学部門における女性研究者の新規採用割合の目標値が掲げられておりますので、本調査でこれを確実に把握したいと考えております。自然科学部門以外の人文・社会科学部門につきましては、基本計画での記述がないことに加えまして、3にありますように、企業では人文・社会科学部門のいわゆる研究者の割合が非常に小さいことから、今回は見送らせていただきたいと考えております。

また、研究者数（ストック）につきましては、非営利団体・公的機関及び大学等におきまして、人文・社会科学部門を詳細に把握しております。一方、企業では人文・社会科学部門を一くくりに把握をしておりますが、平成27年3月31日現在で自然科学部門が55万4,148人に対しまして人文・社会科学部門につきましては6,317人と非常に少ない状況にあります。先ほど申し上げた負担軽減ということもありますので、なかなか難しいのではないかと考えている次第です。

説明は以上です。

○西郷部会長　ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に対しまして皆様から御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。おおむね科学技術基本計画に対応する形で、従来聞いていなかった自然科学部門の内訳を増やすということと、それから、新規採用者、転入者の博士号取得者の数

について男女を含めて把握するというような案ですので、かなりここは拡充ということにはなろうかと思えます。これで果たして十分かという議論はあるとは思いますが、いかがでしょうか。もし特に御意見がないということであれば、一応ここでは提案どおりで妥当というふうな結論とさせていただきたいと思えます。もし必要があればまた後で戻って議論することもできますので、次の議題に進ませていただきます。

今度は資料2の審査メモの4ページの調査事項の3ということになります。事務局から御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 審査メモの4ページ、(3)です。3点目ですが、これは調査を行う上での定義の明確化という内容です。

審査状況の前に若干触れますけれども、本調査では研究上の区分を何種類か設けて把握されています。そのうちの1つがここに掲げられた性格別研究費という区分ですが、ここでは、基礎、応用、開発研究の3つに分かれています。その「開発研究」の定義につきまして、フラスカチ・マニュアルの定義に沿いまして、表3に、現行と変更案と書いておりますけれども、修正を予定しているという状況です。

審査状況ですが、第2段落、「今回」というところで書いておりますとおり、フラスカチ・マニュアルが改定されて、「試験的開発」の定義が一部追加されました。これを踏まえまして「試験的開発」の概念を含む「開発研究」の定義を見直すということで、マニュアルの定義変更に伴って連動するというものです。

これにつきましては、国際比較可能性の向上という観点からおおむね適当と考えておりますが、そのページの下にありますとおり、2点、論点として確認をお願いしたいと考えております。論点の1つ目ですけれども、これはフラスカチ・マニュアルの改定内容を踏まえたものになっているかどうか、また、それが報告者にとって分かりやすいものとなっているかということです。それから2つ目ですけれども、今回定義を変えるということですが、これに伴って集計結果に影響があるのかないのかといったようなこと、この2点です。よろしく申し上げます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

続きまして、調査実施者から各論点について御説明をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 資料3の7ページです。最初に論点aのフラスカチ・マニュアルの改定内容との関連ですけれども、フラスカチ・マニュアルにおける「試験的開発」の定義に追加されました「付加的な知識を創出する」という要件を本

調査の「開発研究」の定義に挿入をしておりますので、フラスカチ・マニュアルの改定内容に沿ったものとなっていると思っております。また、具体的には、「開発研究」の定義におきまして、現行の「知識の利用であり」のところを変更案では、「知識を活用し、付加的な知識を創出して」とすることで、知識の創出が「開発研究」の要件であることがより明確になり、報告者にとって分かりやすいものになっているものと考えております。

次に、論点bの集計結果への影響ですけれども、今般のフラスカチ・マニュアルの改定では、研究等の定義について、今までと概念は変わっておりませんが、より明確に分かりやすくするための文言修正が行われております。このため、科学技術研究調査におきましても、国際比較可能性の向上の観点から、フラスカチ・マニュアルに準拠して、より正確な回答を得るために定義を変更するものとしております。

本調査の「研究」の定義につきましては、「事物、機能、現象などについて新しい知識を得るために、または既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探求」となっております。「開発研究」につきましても、この定義の研究ということを用いておりまして、「事物、機能、現象などについて新しい知識を得るために行われる創造的な努力及び探求」という意味合いが既に「開発研究」には含まれているということです。

「付加的な知識の創出」は、従前から「開発研究」の定義に含まれていたものであり、「開発研究」の集計結果に影響が生じることはないことを認識しておりますけれども、定義の文言が変更になっても集計結果への影響など実質的には変更がないことを丁寧に説明したいと思っております。

説明は以上です。

○西郷部会長　ありがとうございます。

それでは御意見をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○池内審議協力者　フラスカチ・マニュアルの改定に関しては、私も詳しく勉強する時間がなかったのですけれども、1つ伺いたいのは、国際比較可能性の向上ということなのですけれども、このフラスカチ・マニュアルの改定に伴って、ほかの国で主要な、よく国際比較されるような国で同様の調査票の改定、表現の改定というのがあるのかどうかというところを逆に調べないと、結果的に国際比較性を損なうということにもつながりかねないかなと思っておりますが、そういった他国で調査票が改定されているかどうかということをお伺いしたいのと、それから、少し分からなかったのは、フラスカチ・マニュアルの中では試験的開発、experimental development ですか。そちらの概念の定義が変えられたという

ことで、それと「開発研究」というのがそもそも用語として合っているのかどうかという
か、日本では例えば「開発研究」と呼んでいて、フラスカチ・マニュアルでは試験的開発
と呼んでいるのだとすると、その時点で少し概念が変わってしまっている危険はないのか
なというところも含めて、要はほかの国の調査票と比べて、フラスカチ・マニュアルには
準拠していると思うのですけれども、ほかのよく使われる調査票と比べて日本のものが特
に変わった点がないかということは調べたほうがよいのではないかと思いますし、調べて
いるのであれば、その状況をお伺いできればと思います。

○西郷部会長　ありがとうございます。何か。

○齊藤総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐　諸外国の科学技術関係の調査の調査
票まで現在は調べていないのですけれども、今回このフラスカチ・マニュアルの改定に伴
いまして、OECDにR&D関係のデータを提供しており、その様式が毎年送られてくる
のですが、その見直し作業が今OECDで進められておりまして、このフラスカチ・マニ
ュアルの改定に沿った形での新たなデータ提供の様式が今見直されて、早くてもあと1年か
2年ぐらいたら新しい様式で今度こういったデータを提供してくださいというのがきま
すので、それを見た上でおそらく諸外国もそれに合わせて調査票の見直しなどをされるの
かと思います。

それから、フラスカチ・マニュアルで試験的開発、それからこちらの調査ではこの「開
発研究」としているというのは、必ずしも、フラスカチ・マニュアルをそのまま直訳して
こちらの調査票に落とし込むと、かえって報告者にとっては非常に分かりにくい表現にも
なるというのも結構ありまして、現行のこの「開発研究」としているのは、おそらく過去
の統計委員会の中でも御議論されて、この現行の「開発研究」でよいと御意見いただい
ているところです。

既にこの「開発研究」という言葉、そもそもこの性格別研究費の調査項目は昭和41年
から設定されているもので、それ以来、「開発研究」でずっときているもので、報告者にと
っては非常になじみのある言葉になっておりますので、フラスカチ・マニュアルの試験的
開発を報告者の方に分かりやすいような形で今、「開発研究」としているところです。

○西郷部会長　よろしいですか。回答になっているのかどうかというのは分からないで
すけれども。

○池内審議協力者　できればほかの国の調査票みたいなものも資料として出していただ
いて、それが具体的に日本で聞いていることと近いものなのかどうかということは皆さん

で一回確認されて議論した方が間違いがないという気はします。

○西郷部会長　ありがとうございます。ほかにありますか。

○長岡審議協力者　「開発研究」というのは、諸外国とといいますか、少なくともフラスカチ・マニュアルでは、experimental development といって、私の理解は、今回のフラスカチ・マニュアルというのは日本の定義が正しいとといいますか、「開発研究」というのは、知識の創造がインボルブされないといけないというのがexperimental developmentだと非常に明確になって、「開発研究」という言葉はそれをもう始めから包摂した概念で、ですからある意味では日本が進んでいて、それにハーモナイズされるのではないかと私は評価しているのです。ですから、producing additional knowledge というのをはっきり書くというところは、つまり開発といっても知識の創造が必要だということを明確にしていますので、それは正に「開発研究」ということですので、そういう意味では、日本を外に合わせるよりは日本に合わせるという形に今回はなるというふうに、私は一応そう評価しています。

○西郷部会長　ありがとうございます。

○宮川委員　その部分は私も結構だと思っているのですが、4ページの表3の定義の変更のところで、従来、新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入というところが、新しい製品、次にサービスと入っていて、システム、装置、材料、工程等の創出と書かれていて、サービスというのが入ってくると、従来、この「開発研究」の支出の回答は割と製造業が多かったのですけれども、それを読んで、例えばサービス業の人たちが、ここに入るのであればというような回答をしてくるのではないかとということを考えると、いわゆるbの集計結果で、ある種の断層が生じるおそれがないのかということが少し気になったのです。

○西郷部会長　先ほどの長岡審議協力者のまとめでは、むしろ今回のフラスカチ・マニュアルの変更というのは従来日本でやっていたことに近づいたという感じだから日本は変える必要はないのだということですがけれども、逆に、新たな文言が加わったために、今まで入っていなかったものが調査票の中に紛れ込むという可能性があるのではないかとというのが宮川委員の御懸念だと思います。

○宮川委員　付加的な知識の創出の定義はよいのですけれども、サービスというのも新たに入ってくるわけですね。これもフラスカチ・マニュアルなのですか。

○長岡審議協力者　それは入っているのではないですかね。

○西郷部会長　　どこかにありましたよね。資料3の9ページにフラスカチ・マニュアルの英文というのが入っています。多分宮川委員の御懸念は、そのサービスというのが、やっぱり経済学をやっている者にとっては、サービスというのが入ると、これは今までと全然違うぞというような印象でとられるので、少しその辺がどうかということの確認ということだと思います。

○長岡審議協力者　　私自身の意見を言えば、当然サービスは含むべきだと。

○宮川委員　　いや、含むべきだと思うのですけれども、集計上の問題をここで聞いているわけです。

○長岡審議協力者　　そうですね。

○宮川委員　　そうすると受け手としてはどういう解釈をするのか。もしフラスカチ・マニュアルに従っているとすれば、最近色々な意味でのサービス業での「開発研究」とかそういうものを把握していこうという考え方が国際的に広がったものをやはり入れていくということになると、かなり「開発研究」という概念そのものを拡張していこうという一つの流れなので、その影響については必ずしも、大したことがないというわけにはいかないのではないかと。

○西郷部会長　　いかがですか、今の点に関しては。

○長岡審議協力者　　フラスカチ・マニュアルに入っています、サービスは。もともとは、ニュープロダクト、ニュープロセスというのはサービスを排除していないのです。「開発研究」の定義の中のニュープロダクト、ニュープロセスというのは、サービスを排除はしていないんですが、今回それを明確にしたということではないかと思います。

○西郷部会長　　明確にすることによって今まで入っていなかったものが入る可能性があるのではないかという御懸念なのですが、もし今すぐに御回答いただけないようであれば、次回少し検討していただいとすることも考えられますけれども、いかがですか。

○齊藤総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐　　例えばではあるのですけれども、現行の企業向けの調査票ですと、例えば企業Aの調査票案の資料1の44ページの9番で、製品だけではなくて、製品・サービス分野別研究費ということで、サービスに対する研究費も含めて御回答していただいているところです。

○西郷部会長　　では、御回答としては、今までサービスということはこちらの変更案のように明示的には入っていなかったのですが、調査票ではサービスという言葉を使って捉えていたはずだということですね。

○齊藤総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 はい。

○宮川委員 それは単なる業種に網をかけているということで、その中で「開発研究費」を業種別に調べれば製造業が中心で、サービス業の「開発研究費」は少なかったわけですが、定義の中にサービスというのを明確に加えることによって、サービス業がどう対応するかということについて、例えば事前の調査だとかヒアリングとかをなされているのかということですね。

○西郷部会長 その主業が製品以外のものに関してどうかという御質問と受け止めます。いかがでしょうか。

○齊藤総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 持ち帰って中身を改めさせていただきますと思います。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 今、部会長からもありましたように、ヒアリングもできるかどうかも含めて少し検討させていただいて、次回でお示しさせていただきます。

○西郷部会長 分かりました。ありがとうございます。主に主業が製造業や何かではないものに関しての「開発研究」ということなので、今まではその額が必ずしも大きくなかったという面があると思うのですが、よろしく願いいたします。

それでは、今の調査事項の3に関しましては、特にサービスという言葉が明示的に導入されることに伴って何か影響があるのか、あるいは調査する範囲まで広げる必要があるのかということをお次回御回答いただくことにしたいと思います。どうぞ。

○池内審議協力者 今のことに関連してなのですけれども、資料1の43ページの今論点になっている性格別研究費のところですが、これが、43ページの8番が多分そうだと思うのですが、ここで見ると研究費全体ではなくて、理学、工学、農学、保健に限った、自然科学に限ったところで性格別に聞くという形になっているのですが、少し私自身もあまりこれまで気にしていなかったところなのですけれども、これで本当に問題がないのかとか、今のサービスの「開発研究」みたいなことになってきたときに、自分たちがやっている新しいサービスの開発に伴うような研究というのが、果たして理学とか工学とか農学とか保健という、その自然科学の分野の研究に当たるのかどうかということをお一回判断して書かなければいけないということになってくると思うのですが、それを本当に狙っているのかどうかということです。聞きたいこととして、企業が行う研究費に関して、本当に自然科学の分野だけで特に「開発研究費」という部分をとることが、

どれぐらい意味があることなのかということは、少し見解を伺えればと思います。

○齊藤総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐　この性格別研究費を自然科学分野に限っているのは、昭和40年調査、これを追加したとき、フラスカチ・マニュアルでも性格別研究費については自然科学分野に限って3つに分けて把握すべしというふうに推奨されておりまして、現在も基本的にはそれが変わっていないところです。ただ、今般フラスカチ・マニュアル改定の中で、人文・社会科学についてもこういった性格別研究費の把握ができるかどうか考えた方がよいとか、そういったコメントは出ているところです。

○西郷部会長　よろしいですか、今の御回答で。

○池内審議協力者　一応そういう意味では、人文・社会科学分野を含めた上での性格別研究費の把握ということが必要かどうかということは、今、検討されていると考えてよろしいですか。

○齊藤総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐　具体的に検討自体は始めてはいないですけれども、フラスカチ・マニュアルでの書きぶりなど、じっくり検討はしていきたいと思います。

○西郷部会長　それでは、調査事項の3に関しましては、このサービスという文言が入ることによってどのような影響があるのか、あるいは調査の範囲まで含めてどの程度見直す必要があるのかということを持ち帰って御検討いただいて、次回御回答いただくということにしたいと思います。

それでは、次の調査事項の4に進ませていただきまして、資料2の審査メモは5ページになります。まず事務局から御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官　先ほどは性格別研究費という区分に関することでしたけれども、ここではどのような目的で行われた研究費かということに関するものです。科学技術研究調査では特定目的別研究費について現在2種類の区分があります。下の表4にありますとおり3区分と8区分という異なる切り口によって調査が行われています。このうち今回の変更内容というのは特定目的3分野、震災、グリーンイノベーション、ライフイノベーションについて削除するというものです。

審査状況ですが、第2段落の「このうち」のところですか。3分野につきましては、以前の第4期科学技術基本計画のときに科学技術政策の主要な柱ということで記載がなされました。それに伴って、平成24年のこの調査から把握されているというもののなのですが、調査実施者といたしましては、行政上のニーズ、それから3分野と8分野が並列していると

いうことに伴う記入の重複などに伴う報告者負担を考慮して、今回は3分野は削除をしたい、8分野を残すということになります。そのようにしたいという計画です。

これにつきましては、調査実施者の意見というのは理解できるものの、結果の利活用状況等を踏まえまして、論点にありますとおり2点投げかけをしているところです。1つ目は、aのところですが、第5期基本計画との整合性、そして利用者の利活用の面から見て削除に問題はないのかということ、それからもう一つ、bですが、継続して把握される8分野ですが、こちら、複数の分野にまたがる研究もあろうかと思えます。その時にどのように記入され、あるいは集計されるのかということについて確認を求めているところです。

以上です。

○西郷部会長　ありがとうございます。

それでは調査実施者から御説明をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長　資料3の10ページです。まず論点のa、特定目的3分野の削除についてですが、この3分野の項目につきましては、第4期の基本計画で科学技術政策の主要な柱として位置づけられた3分野の実績を把握するために平成24年から調査を行っておりましたが、第5期基本計画におきましては当該分野の記述がなくなりましたことから、行政的なニーズは薄れたものと考えております。

また、本項目を削除することによる結果利用への影響につきましては、関係府省に確認をさせていただいたところ、特段の不都合は確認されなかったということで、相対的に必要性が低下したものと認識をしております。報告者負担の軽減を図る観点などから本項目を削除することにしましたものです。

続きまして論点bですけれども、研究内容が複数の分野にまたがる研究がある場合は、その金額を各分野にそれぞれ記入していただいて、複数の分野に記入が重複しても構わないということにしております。なお、調査票記入上の注意には、以下のとおり記載をしているところです。

また、集計につきましては、重複分を計算して除外処理等を行うことなく、記入された研究費をそのまま足し上げて集計をしているところです。

説明は以上です。

○西郷部会長　ありがとうございます。

それでは、今の御説明に関しまして御意見ありましたらよろしくお願いいたします。どうぞ。

○野呂委員　今回の調査の削除する3項目の1つ1つについて特に意見があるわけではないのですが、ただ、これらの調査事項については、平成24年に調査を始めたばかりで、4年ほどでやめるといふ、基幹統計のあり方として少しどうかという気がいたします。確かに第5期の科学技術基本計画には震災からの復興・再生やグリーンイノベーションといった事項はないわけですが、基本計画に出てくると調査項目に入れて、基本計画から外れると調査項目から落とす。そういう前提だとすると、今回の若手研究者40歳以下の調査ももし6期の基本計画になれば落とすというお考えなのではないでしょうか。もしそうであれば、そういう臨時項目は固定的な項目と区分した方が良いでしょう。基幹統計は、関係府省の方が使っているだけでなく、地方自治体が使っているかとか、あるいは民間が使っているかというケースもあるかと思っておりますので、入れたり出したりするような臨時的な項目を区分した方がよいのではないかとはいえますけれども、いかがでしょうか。

○西郷部会長　御回答はよろしいですか。

○齊藤総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐　御意見のとおり、今後はその辺を含めて考えてまいりたいと思っておりますが、ただ、特定目的別研究費のところは、やはりその時その時での行政のニーズ等を踏まえて、分野がかなり入れ替わりが激しいところで、今回におきましても、関係府省と行政ニーズ等を確認の上で、この3分野について廃止させていただく案を出させていただいたものです。

○西郷部会長　よろしいですか、今の回答で。

○野呂委員　ということは、今回の40歳未満の若手研究者に関する調査ももし第6期の科学技術基本計画の項目になれば落とされるという方針だということでは理解してよろしいですか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長　従来から、基本計画の内容に応じて調査事項を設定してきた経緯があり、次の第6期の基本計画でどうなるかはまだ分からないのですが、先ほど申し上げたように調査事項が非常に増えている中で、総合的に考えさせていただければと思っています。

○西郷部会長　ありがとうございます。野呂委員はそれでよろしいですか。

○野呂委員　はい。

○西郷部会長　ほかに意見ありますか。ないようでしたら、この特定3分野に関しては削除という案を妥当と考えたいと思います。ただし、基幹統計においてどういう項目を臨

時の項目として設けてどういうものを常設の項目として区分するのかということに関しては、そういう御意見があったということを統計委員会で私が口頭で説明をしたいと思いません。ありがとうございます。

それでは、今日、目標としておりました最後の項目ということになりますけれども、調査事項の5ということで、審査メモは6ページになります。これもまた事務局から御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 審査メモの6ページ、調査事項の5です。ここの部分、社外（外部）から受け入れた研究費あるいは外部へ支出した研究費について、表5-1、それから表5-2ということで記載をしておりますけれども、2つ、変更が予定されています。1つは調査票甲、企業に対する調査票のところ、「会社」という欄があるのですが、これを「親子会社」と「その他」に分けるというものです。もう一つは、表示上の問題ですが、全ての調査票において、「外国」を「海外」と改めるというものです。

審査状況ですが、フラスカチ・マニュアルでは、企業における「開発研究」の資金源につきまして、同じグループの他の企業、それと他の企業ということを識別しましょうというふうにされています。また、近年、第三者の知見とか技術を活用するオープンイノベーションの重要性が指摘されています。ですので、企業グループ外、企業グループとは別の会社間との資金のやりとりについても把握することが求められている状況です。そういった状況を踏まえて今回の変更が計画されています。

また、昨年まとまったフラスカチ・マニュアル改定の際に、「abroad」が「rest of the world」に変更されたことに踏まえまして、日本語訳もそれに合わせるということです。

これらの変更につきましては、比較可能性向上という観点から見て適当とは考えておりますが、3点論点として投げかけをしているところです。論点につきましては7ページのところに3つあります。1つ目ですが、まず「親子会社」の定義の確認、2つ目ですが、「親子会社」と「その他」ということで分けることにしているのですが、「親子会社」以外を「その他」ということで一くくりにしてしまうことの利活用上の問題、それから3つ目ですが、これは調査票の設計上の問題ではありますが、現状の案ですと、表6にありますとおり「親子会社」と「その他」を並列しているのですけれども、それを「会社」全体について書いていただいて、その内数として「親子会社」を書くという方法もあるのではないかと提案をしているところです。

○西郷部会長　　ありがとうございます。

それでは、調査実施者から御説明をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長　　それでは資料3の12ページですが、まず論点aの「親子会社」の定義ですけれども、科学技術研究調査では、国際技術交流に関する調査項目におきまして、親会社、子会社の定義を以下のとおりということにしております。基本的にはこれと同じ定義ということで考えております。

また、ここに記載の定義ですけれども、「経済センサス」、「民間企業の研究活動に関する調査」、さらに「経済産業省企業活動基本調査」における親子会社の定義と一致しておりますので、他の統計調査の用例との整合性についても図られていると思っております。

続きまして14ページ論点bですが、「親子会社」と「その他」の2つに細分化することにつきましては、フラスカチ・マニュアルにおきまして、企業部門を「同グループにおける企業」と「他の非関連企業」に区分していることに準拠したものであり、国際比較可能性の向上のためにこのような設定をしたものです。また、行政ニーズ等を確認いたしましたけれども、この区分で利活用上特に支障はないものと考えております。

続きまして16ページの論点cですけれども、現行の変更案①につきましては、事前に回答の可否について報告者にヒアリングを行っており、約7割から回答可能という回答を得ております。

一方、今回御提案がありました②の回答方式ですが、こちらは、「うち親子会社」という表記について、既に現行の調査票で用いていますので、「会社」の結果の継続性が維持されることになるとともに、報告者にとっては、「うち親子会社」という1区分の追加であることから理解しやすい点もあるものと思っております。

説明は以上です。

○西郷部会長　　ありがとうございます。

それでは、今の点に関しまして御意見いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。1つは、今まで「会社」というふうにくくりになっていたところが、いわゆる企業グループや何かについて注目すべきという基本的な方向がありますので、それに合わせて「親子会社」というのと「その他」というのに細分する、それから、今まで「外国」と呼んでいたのを「海外」とするというこの2点になりますけれども、いかがですか。

○池内審議協力者　　非常に感覚的な話で申し訳ないのですが、「親子会社」という呼び方というのは一般的なのでしょうか。「親子会社間の関係性」とか「親子会社間の取引」

とかということは言うと思うのですけれども、「親子会社」といったときに、ここで意図しているのは、多分、親会社もしくは子会社ということだと思うのですけれども、それが「親子会社」という言葉で伝わるのかどうかというところが少し心配な気もするという、何か専門用語のように聞こえてしまうような気がして。

○西郷部会長　いかがですか。

○齊藤総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐　確かに御指摘の点もあるかとは思いますが、既に我々もこの科学技術研究調査で、大分以前より国際技術交流のところでも、「うち親子会社」という表現、それから採用・転入のところでも、企業の調査票では「うち親子会社」という言葉を調査項目として使用しておりまして、報告者にとりましてはそれほど違和感なく理解していただけているとも思っております。

○西郷部会長　よろしいですか。

○池内審議協力者　できれば、小さく説明書きでもよいので、「親会社又は子会社のことを指します」ぐらいは入れておいたほうが、初めて答える企業もいると思いますので、誤解はないかと思います。

○西郷部会長　よろしいですか、今の点は。

○齊藤総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐　はい。

○宮川委員　私も基本的に池内審議協力者の意見に賛成です。

それからもう一つは、説明資料の12ページに書かれた調査票記入上の注意というところの親会社、子会社の説明ですが、これは経済センサスとか、それから企業活動基本調査と同じ表現にしたほうがよいと思います。子会社の表記で、「貴社が50%超の議決権を所有する会社をいいます。」。例えば経済センサスでは「また」という、つまりこの範囲に入らないものとして、「貴社の子会社また貴社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社も含みます」だと思うのです。すなわち「ただし、50%以下でも、貴社が経営を実質的に支配している会社も含みます。」ということだと。経済センサスはそういうふうに書いていますけれども、ここの調査票の記入上の注意というのはそういう読み方は少しできにくい表現になっているので、国のいわゆる他の大きな調査と同じような形で表現をされるとよいのではないかと考えます。

それからもう一つ、言葉の問題ですが、細かいことで、あまり言いたくはないですが、「abroad」を「rest of the world」にフラスカチ・マニュアルで変えたから「外国」を「海外」に変えるというのは、あまり理由としてよく分からないのですが、そうしてもよいで

しょうけれども、そういう理由になるのかどうかがよく分からないのですが、rest of the world だったら、例えばフランスが海外と思うかどうかということですよ。ドイツとかスペインとかは海を隔てていないので。そういう表現になるのかと思ったのです。

○西郷部会長　それでは、調査実施者から御説明をお願いいたします。

○齊藤総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐　フラスカチ・マニュアルですと、純粋に翻訳すると「世界他地域」みたいな形になってしましまして、それが、例えば内閣府の国民経済計算の報告書を見ますと、英語でrest of the world というのを日本語訳で「海外」という形で用いていますので、それに合わせた形をとっているところです。

それから、「親子会社」の定義のところにつきましては、経済センサスに合わせる等、前向きに検討させていただきたいと思います。

○西郷部会長　ほかにありますか。何か外国というと国しか入らないところから、あまりよくないということで海外という表現にしよう。私はこの海外という言葉の選択はすごく感心して、日本でしか使えないような、日本だったら通用する言い方なのですよ。すごいうまいと思って、逆に。

○宮川委員　いや、それは西郷先生のおっしゃるように、国だけではなく地域があるので、むしろそういう理由にしたほうが望ましいというイメージが私はあったのですけれども、こだわりません。

○西郷部会長　はい、分かりました。ほかにありますか。

それでは、先ほどの「親子会社」という言葉に関して丁寧な説明が必要であるということと、それから、親会社、子会社の定義に関しては経済センサスと平仄を合わせるような方向で検討していただくということで、海外という用語の選び方に関しては、これで適切というふうに判断させていただきます。

以上で今日、目標にしていた審査の事項は終わったのですけれども、一応簡単に復習をさせていただきます。

最初の年齢区分に関しましては、40歳というところで今回は適当というふうに判断させていただきますけれども、男女別の把握に関しては、次回少し検討していただいて御回答いただくということになっています。

調査事項の2に関しましては、基本的にはこちらの御提案のとおりで妥当と考えさせていただきます。

3番目に関しましては、特にサービスの関係です。サービスという言葉が入ることから、

同じ回答者にも今まで含まれていなかったものが含まれる可能性もあるし、あるいは調査の範囲自体にも影響が及ぶのではないかということから、それを御検討いただいて御回答いただくということになっております。

調査事項の4に関しましては、特定3分野の項目を削除するという事で、適当と結論させていただきますけれども、どういう調査事項を基幹統計の中に入れて、どういうところをタイムリーな項目として、どういうところを常に把握する項目なのかということに関しては、そういう御意見があったということ、私が統計委員会で回答させていただきます。

今の調査事項の5に関しましては、基本的に御提案のとおりですけれども、ただ1点だけ、親会社、子会社の定義に関しては経済センサスに平仄を合わせるというような形で御検討いただくということになりました。

それからもう一点。審査メモの7ページのところで、今のところ、「親子会社」のところ、調査事項の5のところですが、表6のところにあるように内数表示のほうがよいのかどうかということなのではございますけれども、これに関しては調査実施者からは、「その他」ではなくて内数表示ということでよいということだったのでございますけれども、よろしいですか、そういうことで。事務局修正案のとおりで内数表示とするということでよろしいですね。審査メモに書いてある変更に関しては以上のとおりなのですが、それ以外で、1つ私からお伺いしておきたいことがあります。それは消費税を込みで書くのか書かないのかということに関してです。現行で、今、科学技術研究調査に関しては税込みで書いてくださいというふうになっている。ところが、消費税に関してのガイドラインというのが作られて、ほかのかなり多くの調査では、記入者の側に消費税込みで書くか消費税抜きで書くかという選択権を与えているというような形になっていて、集計の段階でそれを調整するというような方向で、今ほかのいわゆる産業統計というのは動いているような形になっています。

それに関して、科学技術研究調査に関しては税抜き、税込みの記述をどうするのか。つまり、これまでどおり税込みで書いてくださいという形ですとずっと続けていくのか、それともほかの調査に合わせて、税込みでも税抜きでも、どちらで書いても構いませんというような形にするのか、それについて調査実施者から御意見があれば伺いたいと思います。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長　消費税の取り扱いですけれども、この調査は平成元年に消費税を導入したときから税込みで記入いただいています。例年報告者の

方々からは回答は税込みなのか税抜きなのかという御照会はあるのですが、税抜きでないと回答ができないという御意見についてはこれまでいただいておりません。報告者の方には税込み回答が浸透しているのではないかと認識をしているところです。

これを税込み、税抜きの選択制にするということですが、この調査では研究費を色々な形で把握しており、費目別に把握している項目では、土地と建物は一緒になっていますので、これを課税部分と非課税部分に分けていく必要があると思います。

そのほか、性格別研究費や特定目的別研究費といったところについては、その内訳として費目別の回答は求めていますので、そうしたところまで含めて税抜き回答の補正をしようと思うと現実的には難しいのではないかと考えております。選択制を導入した場合には、税込みへの補正方法を構築するための課題が多く、政策上の必要性、報告者の負担、結果の継続性、精度といったところを総合的に勘案して検討していく必要があるのではないかと考えているところです。

○西郷部会長　ありがとうございます。1点確認ですが、ガイドラインだけだと少し対応できないケースがあり得るということですか。いかがでしょうか、今の点に関しては、特に御意見ないようであれば。

○宮川委員　すみません。ということは、特に問題がなくて、消費税込みだと考えていくということだと思うのですが、2次利用というか国民経済計算に使われる統計が例えば全部それで統一されていくのか、それとも片方、例えば消費の統計だとかそういうものが消費税を入れるか入れないかを選択するというようなケースになったときに、最終的にGDP統計にそれぞれが使われるときに、ばらばらの基準のものがまとまって国民経済計算になるというような問題というのはないのでしょうか。

○山岸内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課課長補佐　御案内のとおりSNAは加工統計ですので、基礎統計の段階でどのような整理がされているかということが、加工統計に反映されると思っております。今報告者から、科学技術統計では税込みで回答いただいていると発言いただきましたが、他の消費統計等もしくは企業統計等で税込み・税抜きが選択制になったとしても、公表の段階でそこは税込みに補正いただくというふうに私ども承知しておりますので、基礎統計上は平仄がとれていると理解しております。

以上です。

○西郷部会長　ありがとうございます。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官　若干補足させていただきます

と、消費税のガイドラインを作らせていただいた際には、報告者の負担軽減、先ほど少し実施者からも説明がありましたように、選択制にすることによって、大企業では税抜き処理で決算を行っているのが専らということもありますので、その人たちに改めて税込みで記述してもらおうということの負担、それからもう一つありますのは、先般の工業統計調査の審議でも指摘されたところですが、税込みというのが本当に税込みなのかということを確認するための調査実施者による審査の負担というものもあります。両方の負担があるので、そこは可能なものから選択制にしていこうというような話になって、選択制にした場合、抜きを選択された方については、可能な範囲で補正集計、税込みで統一した集計形態で結果を提供して、先ほど内閣府からありましたように、それを他の統計とかで利用者に使ってもらうというような仕組みになっております。

ただし、先ほど調査実施者からありましたように、区分し切れないで、かなり粗い推計になる場合があります。先ほど少し説明がありましたように、課税部分、非課税部分を区分しないと本来の正確な税額といえますか税込み額がでないというような状況もありますので、粗い補正集計しかできない部分もあるという、その辺りをどういうふうに勘案して検討していくか。

ある意味、色々な調査もそれに移行していつている段階ですので、科学技術調査につきましても、本当に税込みで皆書いていただいているのかとか負担がないのかとかいうところも将来的には御検討いただいて、また可能であればそういう推計手法も検討していただく。今すぐにはなかなかできないのかもしれませんが、今後そういうことも考えられる余地はあるのではないかとというのがガイドラインの趣旨でもあります。

○西郷部会長　ありがとうございます。

ということで、よろしいでしょうか。

○野呂委員　今回の審議メモじゃなくて次回の部分になりますが、このフラスカチ・マニュアルはあまりなじみがなく、よく分かっていないのですけれども、たしか4年前の統計委員会でも、科学技術研究調査がどこまでフラスカチ・マニュアルに対応できているのかということが議論されているような議事録になっておりまして、対応されていない項目も結構あるということで、何項目か宿題として残ったのではないかと思います。それらへの対応状況について簡単に書かれているのですけれども、前回、未対応とした事項についてその後の検討はどうなったのか、あるいは今回のフラスカチ・マニュアルの改定では、外部貢献者の役割なども新たに入っているようですが、そうした改定について対応したの

かどうとか、その辺りを次回教えていただくと理解が進むかと思っております。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 承知いたしました。

○西郷部会長 ありがとうございます。

○池内審議協力者 今回のことに関連してなのですけれども、先ほど、調査項目もそうですけれども、調査方法というか、標本設計のやり方が、割と特殊なやり方をやられていると思うのですけれども、企業の部分です。前回の調査で「開発研究」をやっているところというのは少しサンプル抽出する、高めるとか全数にするとかいう形で、標本の設計の仕方というのが結構独自のやり方をされているような印象を受けるのですけれども、それがほかの、例えばフラスカチ・マニュアルと比べてみたときに問題がないのかということだったりとか、あるいは、フラスカチ・マニュアルに準拠した形でやられているほかの国のやり方と比べて問題がないのかということについて次回是非教えていただければ。

○西郷部会長 標本の設計について、どういう趣旨でどういう方法がとられているのかということを中心に御説明いただくということではよろしいですか。

○池内審議協力者 ほかの国と比べてということです。

○西郷部会長 ほかの国と比べてと。はい。

○池内審議協力者 同じようなやり方をしているところがあるのかどうかということです。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 確認させていただきます。

○西郷部会長 それでは、この後小売物価統計調査についても審議がありますので、科学技術研究調査については、本日の審議はこれまでとさせていただきます。先ほど何が宿題かということについてはまとめたので、ここではまとめません。

皆様にお願いですけれども、本日の審議内容につきまして追加でお気づきの点等がありましたら、また時間が短くて恐縮ですけれども、今週の5日の午前中までに事務局に電子メールで御意見を御連絡いただければと思います。なお、本日の審議内容につきましては、8月25日に開催予定の統計委員会において私から報告をさせていただきます。

部会の途中ではあるのですけれども、ここで次回の部会の日程について事務局から御連絡をいただきます。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 科学技術研究調査につきましては、次回8月31日14時から、本日と同じ新宿区若松町の総務省第2庁舎内6階特別会議室において開催することを予定しております。

部会長から御発言をいただきましたお気付きの点、今、野呂委員からも御指摘ありましたけれども、次回の部会において科学技術基本計画やフラスカチ・マニュアル等への対応についても、今も資料をお出ししておりますが、審議することを予定しております。資料3に統計局の説明資料、まだ一部できていないものがありますが、できていないものについては、作成し次第すぐお送りさせていただきますが、この内容につきましても御確認いただきまして、御疑問の点や御確認したい点等ありましたら、準備の都合等もありますので、8月5日午前中までに当方まで御連絡をいただければと思います。

また、部会の結果概要につきましては、事務局で作成次第メールにて御照会させていただきます。こちらについても御確認をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○西郷部会長　それでは科学技術研究調査の審議は以上で終了といたします。池内研究員、長岡教授、それから科学技術研究調査の審査のために御出席いただいている各府省の方々は御退席いただければと思います。

5分ほど休憩して、11時20分から再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

(休 憩)

○西郷部会長　それでは、部会を再開させていただきます。前半から引き続き御出席の方はどうもありがとうございます。この後半では小売物価統計調査に関して審議をさせていただきます。通常は諮問の概要等を説明してから入るところですが、諮問に関しては統計委員会で既にお二人の委員の方はお聞きですし、諮問の内容と審査メモの内容がほぼ同じであるということから、通常行っております諮問の概要の説明については省略をさせていただきます。事前の説明で、宮川委員のほうからリクエストがありました構造編の概要について、調査実施者から簡単に御説明をいただきたいと思います。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長　統計局物価統計室の小松と申します。よろしくお願いいたします。それでは、小売物価統計調査の構造編の概要につきまして簡単に御説明いたします。

資料6-①から順次御説明いたします。統計局で実施している調査の消費統計についても労働力統計についてもそうですが、動きを追いかけるための経常の調査とともに、5年に1回ほど、より細かいこと、もしくは周辺の事情等々を調べて大きく構造を見るということでの構造調査をしているというのが通例です。物価統計につきましても平成19年まで

は全国物価統計調査という形で5年に1度調査をしているわけですが、皆様御存じのとおり消費・流通構造の変化が非常に加速する中で、さすがに5年に1度では少し物足りないであろうと。むしろ毎年するべきではないかというお話をいただきまして、全国物価統計調査の中で特にエッセンスとなるようなものを抜き出して毎年調査をしていくという形で、この小売物価統計調査の構造編というものは平成25年の1月から始まっています。

構造編の目的、特に動向編との違いという趣旨ですが、こういう経緯で5年に1回の調査から毎年の調査になったということもありまして、動向編は皆様も御存じのとおり、消費者物価指数をはじめとする物価の時系列的な変化を細かく追いかけていくということが主ですが、構造編につきましては、動向編に加えて細かいこと、周辺事情等を知るに足る分の標本を追加するという形で、動向編で集められたデータと一緒に集計するというようなやり方をとっていきまして、それによって供給者側の価格の形成条件などを見ることができると。横断面の価格差を捉える構造調査として実施しているというような形です。

都道府県別もしくは店舗の形態別の物価構造を明らかにするというを目的といたしまして、国や都道府県などの物価政策などの重要な行政施策の立案、学術研究などの基礎資料に提供というような形になっています。

具体的に構造編でどういう統計を提供しているかということに関しましては、その下の四角の中の1、2、3という形で並んでいます。地域別の価格差（消費者物価地域差指数）というものを作っているというのが1つ、これは、全国の物価水準を100とする消費者物価地域差指数というのを都道府県別に作るということを目的にしております。それから店舗形態別の価格ということで、品目ごとの店舗形態別価格を年平均に、都道府県庁所在市別に作成しているという形です。あと銘柄別価格というものをさらに作成していきまして、これは品目ごとの銘柄別価格を作成・公表するという形になっております。

詳細については、次から個々の調査ごとに紙を作っていますが、全て御説明いたしますというよりは、概要と特に結果の活用について御説明したいと思っています。まず地域別価格差調査に関しましては、これが一番メインのところになるかと思っていますが、調査地域を動向編以外の88市に広げまして、県別に地域差指数を作るということを目的としております。これらは調査時期が奇数月と記載していますが、こちらは統計をより効率的に実施するという観点から、年別の結果ですので、まず奇数月だけデータを集めれば十分であろうということで実施してしております。結果の利活用といたしましては、地方公共団体における当該地域の物価分析等、それから自治体職員の給与改定に関する検討の基礎資

料、もしくは社会保障や物流など地域の状況を踏まえた行政施策の企画立案等基礎資料ということで、こちらはそれなりに活用していただいているという形になります。

それでは偶数月には何をやっているかということにつきましては、次のページの店舗形態別価格調査という形になります。こちらは、2の作成内容のところに記載してありますとおり、基本的にスーパーを軸といたしまして、品目別に一般小売店もしくは量販専門店等々と比較をして、店舗形態別にどのような価格の差があるかということ調べているというようなものです。8番の結果の活用で記載していますとおり、小売価格の違いを比較分析するための資料ということで、動向編だけを見ていると価格の変化がどこで起きているかということが若干分かりにくいところもあるということで、店舗形態別に少し変化があるのではないかとこのころの基礎資料として使っていただいているということ。また、私たちの動向編の店舗選定の場合の資料にも使わせていただいているということです。

次のページの銘柄別価格調査につきましては、こちらは店舗形態別価格調査のところの東京都区部のみをこちら銘柄別という形で振りかえています。こちらは何をやっているかといいますと、品目別に調査をしている中で、具体的に同じ品質の品目を追うために私どもは銘柄というのを指定しているわけですが、当然のことながら銘柄については時によってどんどん変わっていくということがあります。これは、こちらを見逃すと非常に重要なものを見逃してしまうということもありますので、特に変化の激しい東京都区部において有力な銘柄をもう一つ調査をいたしまして、動向編などでの検討用の資料として活用させていただいているというのがメインの使い方という形になります。

以上、少し雑駁ではありますが、構造編の御説明をいたしました。

○西郷部会長　ありがとうございます。

何か御意見、御質問等ありますか。今回の審議に当たっての基礎的な情報ということで御説明いただきました。

もし特に御意見がないようでしたら本論に入りたいと思います。それでは、前回と同じように審査メモに沿って審議を進めてまいりたいと思いますけれども、今回は論点が限られておりますので、資料5の審査メモの1ページにあります選定基準の説明部分の追記と選定基準に基づいた調査品目の選定について、事務局から両方とも御説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官　それでは資料5を御覧ください

い。本日は説明を省略させていただきましたが、資料4の今回の諮問文に添付された調査計画では、先ほど御説明にありました構造編の3調査の調査対象品目のうち13品目を追加して13品目を廃止するという点に関する意見を求めるという形式になっています。

しかしながら、今回の実質的な審議ポイントは、この資料5にありますように、昨年の諮問審議の際にも御議論いただき、その際の答申（案）にも添付されております品目の選定基準が品目選定作業の実態に即した内容になっているかという点に尽きるものと考えております。具体的には、この1ページ下の表1に記述しておりますように、品目選定の詳細な作業手順に当たります説明部分につきまして今回追記を行うに至った理由であるとか効果を御確認いただくとともに、さらに追記すべき点、つまり不十分な点等はないかということをご検討いただければと考えております。

また、今回の審議に際しましては、具体的な品目の追加、削除との整合性が図られているか、これは裏面の（2）に掲げているところですが、これにつきまして併せて御確認いただくことによりまして、説明部分の追記内容を効率的に御検討いただけるものではないかと考えている次第です。

はなはだ簡単ではありますが、私からの説明は以上です。

○西郷部会長　ありがとうございます。

続きまして、調査実施者から各論点について御回答をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長　それでは、私から資料6の②に則りまして、審査メモで示された確認事項等に対する回答をしたいと思います。

初めに論点の1の①、今回予定されている追記の必要性及び追記を行うことによる効果というところですが、先ほども御紹介ありましたとおり、前回の答申で、課題の趣旨ということで、調査品目の見直しに係る作業を基準に沿って行っていたということですが、前回、部会長にも極めて詳細な運用資料を出していただいたというふうにお褒めをいただいたわけですが、実際に運用していくところで、後ほど御説明しますが、非常に細かい部分ではあるのですが、品目を決定する際にやはり若干どうしてもひっかかってしまうことというところまでは、さすがに少し説明書きの部分で書いていなかったというところがありました。

そういうところを踏まえまして、選定基準における説明部分の内容、選定基準自体については私ども外しているつもりは全くないわけですが、説明についてより詳細にしておくということが望ましいのではないかとすることを審査部局とも御相談の上、結論に至りま

して、選定に係る作業手順及び考え方等について、より実態に即した形で説明文を記載して、内容について一層の具体化、充実化を図ったということが今回の主題という形になっています。

ちなみに品目選定の手順自体は、別紙を付けていますので、これは御覧いただければと思います。基本的には基準に従って順番に並べただけという形で、説明書きを追加した部分を赤で書いていますので、御参考までにこれからの御説明を聞きながら御覧いただければと思います。

それで、選定基準の説明部分に係る追加事項というのは全部で3つです。1つ目は構造編の品目選定の共通基準の(iv)の説明部分ということで、文章自体については審査メモでも赤字で書いておりましたが、「品目変更に係る調査員の事務負担を考慮した上で、調査目的を効率的に達成できるような品目を選定する」というような記載になっています。

これは極めて、効率的な実施のための事務的な配慮事項ということで、少しここで説明するのも若干恥ずかしいような気もするのですが、品目を変更することによって、従来調査しているような店舗、その他の地域等では、品目によって、変更後の品目の販売が全く見込めないとか、かなり遠方まで行かないと新規店舗が探せないというようなものが、やはり品目によっては幾つかあります。そういうものは、あえてそこまでやって調査する価値があればともかく、そこまでのものでなければ、著しく事務負担が増加するだけだということで除外しているというようなことがあるということで記載しているということです。

2つ目は地域別価格差調査の個別基準の(vi)の説明部分の追記という形になります。こちらは、資料5にも記載がありますけれども、「価格差の要因が地域的な影響以外によるものが大きいと見込まれる品目を除いた上で」という記載になっています。こちらについては、出回りの状況の調査とか、都道府県からも当然これを実施するときにヒアリング等を行うわけですが、この際に、例えば全国的あるいは同一地域内においても同一品目の出回りが非常に少ない、もしくは価格差の要因が品質の差に起因するところが大きい、品質はできるだけ一定になるように一応銘柄の指定をしているわけですが、それでもかなりばらつきがあるものというのはどうしても出てきてしまうわけで、地域差を見るには若干ふさわしくないのではないかというような御意見をいただいたもの等々を見ながら、それらの品目を除外しているというようなことです。

3つ目は店舗形態別価格調査の個別基準の(vii)番目の追記という形になります。こちらは2つありまして、1つ目は、「スーパーとそれ以外の店舗形態で価格比較が可能な品目

を選定する」というような書き方になっています。こちらについては店舗形態別の価格の違いを見るということを目的にしているということで、先ほど申し上げましたとおり、動向編を見ていても、極めてスーパーから取得している価格が多いということがあります。よって、スーパーを中軸に置いた上で、品目によって、例えば一般小売店もしくは量販専門店と比較するというようなやり方をとっているということで、その辺を明確になるように記載させていただいたということです。

それから、説明上のページでは次のページ、10ページに移りますが、さらに、説明上、「中分類ごとに、動向編の結果等で店舗形態間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する」という、この中分類ごとに、というところをメインに追加をしています。こちらは、品目数が極めて限られているということがありまして、中分類ごとに選定を行わないと、調理食品とか酒類とかそちらの方に非常に偏りが出てしまうということがあります。品目が少なければ、やはり代表性ができるだけとれるように中分類別に分けたほうがよからうということでこのような選定の仕方をしておりまして、こちらを明確にしたというようなことです。

また11ページに移りますが、今回、昨年度の審議において既に了承された選定基準ではありますが、実際の選定作業との整合を詳細なレベルまで図るということで説明部分を追記いたしましたということで、これによって私たちの確実な継承が可能になるということには私たちの都合ですが、調査品目の選定作業が基準に沿っているということがより明確になりまして、皆様に見ていただく際にも極めて分かりやすいものになるというところが最大の効果であろうと思います。

また、論点の②、今回示されている部分以外に追記が必要な部分はないかということに関しましては、今回審査部局とも御相談の上、できる限り選定がしっかりとこの基準に則れば機械的にできるような形にしたと思っているところで、該当部分以外には、現状のところ私どもとしては追記が必要な場所はないと考えているところです。

それから、(2) 選定基準に基づいた調査品目の選定です。変更後の選定基準との整合性は図られているのかということです。こちらは具体的に何でこのような品目の変更になったかということをお簡単に御説明するというイメージになりますが、地域別価格差調査に関しましては、選定基準に則って絞り込みを行った結果、直近の消費者物価地域差指数において地域間の価格差があると判断される品目ということに従ってチェックをした結果、結局、あまり価格差の変動係数の大きいものが選ばれていなかったというところがありまし

て、こちらを基準に忠実に選んだ結果というのが今回の結果ということになります。

また、当然、逆に廃止のほうですが、現行の調査品目のうち個別基準の(v)番、消費者の買い回りの範囲が狭い品目、こちらを満たさないもので調査していたというのが若干ありまして、こちらの過去等の経緯もありますが、基準に対して調査している品目を明確にするという観点からこちらをなくしていったというのが地域別価格差調査の追加と廃止という形になります。

それから、店舗形態別価格調査に関しては、個別に御説明をすればいろいろとあるという形になりますが、例えばということでビールのお話を挙げさせていただいております。ビールに関しましては、席上配布資料なども御覧いただきながら見ていただければと思いますが、選定基準に則って品目の絞り込みを行っていったところ、酒類のところを御覧いただければと思うところですが、「中分類ごとに動向編の結果等で店舗形態間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する」というところを見たときに、清酒のほう明らかに価格差が上だったということで、こちらは変更しようというような話になっております。ほかの部分も大体似たような変え方になっていると御認識いただければと思います。

それから銘柄別価格調査に関しては、これもかなり品目別に個別に理屈があるというような形になってくるものですが、基本的に追加品目については、「今後、動向編の調査品目における調査銘柄に変更が生じる可能性があると考えられる品目」ということで、私たちの中で今後の動向編の調査品目に関して非常に注目すべきものについて選んだ結果がこれになっているということです。逆に廃止したものに関しては、これ以上追いかけてもあまり意味がないというふうに我々が判断したものが落ちているというようなイメージになりまして、個別基準の(viii)番目に該当しないということで廃止をしてあるというようなことになります。

説明は以上です。

○西郷部会長　ありがとうございます。

今の選定基準に関する追記の部分、それに基づいて今回調査品目というか銘柄の見直しをそのまま当てはめて選んだ結果ということなのですから、何か御意見等ありますか。何か新しいものが加わったというよりは、今行っている選定基準をより明確にするために追記が行われたというメッセージであったかと思えます。

○野呂委員　今回の追記が妥当かどうかについては、特に意見はありませんが、ただ、総務大臣の諮問書を見ると、基本的に諮問されているのは、しらす干しとかわかめとか、

個々の品目がどうかということの是非を審議するようになっていることになっております。それに対する審議として、まず、こういう基準で選択することになりましたということで選定基準の追加や見直しを行うことは、これはこれで重要だと理解したとしまして、次にその選定基準に基づいて、少し形式的かも分かりませんが、しらす干しがどうか、わかめはどうかという個々の品目の審議はしなくてよいのかどうか。諮問と審議の関係がこれでよいのかという点が気になります。

それから2つ目が、1年前もこの基準の審議に、私も参加させてもらいまして、その時私も勘違いしていたかもしれないのですが、その基準が選定基準ということで統計委員会でも認定されたので、今後この選定基準に準拠するものは、原則として統計委員会に付議せずに、軽微な事項として対応していくのかと思ったのですが、選定基準があったとしても、品目変更がある場合はその都度委員会に付議するというルールなのでしょうか。言いかえると、今回もし選定基準の変更がなかったとして、品目変更だけだったとしたら、統計委員会に付議されたのかどうかということがよく分からなくて、今後の運営も含めて方針を教えてくださいと思います。

○西郷部会長　　どうでしょうか。まず後半については多分こちらの政策統括官室の守備範囲だと思いますので、お願いします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官　　まず、後半の品目の変更だけの場合も諮問審議になるかという点なのですが、御承知のとおり、統計委員会に諮問を付議するというのが原則になっております。統計法上、基幹統計の変更について意見を聞いてということが原則になっているのですが、例外的に、諮問審議に及ばない事項であるということで統計委員会が軽微な事項と認める基準というものを作っておりまして、その中に、実は今回のように、統計委員会でこういった基準を審議して、その後、具体的な品目を対応したときに、それが諮問審議に当たるかどうかは明確には基準が決まっておられません。先ほど議論になった消費税のガイドライン等の政府横断的なガイドラインについても同様です。ではどうやっているかという点、その軽微な基準の中で、部会長、委員長等に御相談の上、軽微と認めるものについては除外する、例外的に扱うということになっております。

その辺りの運用の中で、もし今回が単純な品目変更のみであれば、部会長、委員長等に御相談してその規定を準用していただいて、諮問に至らなかつたらと思います。ただし、今回の場合、部会長に御相談した際に、一部、説明とはいえ基準の一つに変更が生じ

るといふことで、その点については昨年の経緯もあるので御議論いただくということになりました。それで諮問させていただいたので、次回以降、本当にこの基準を全然変えずに品目の変更のみということになれば、当然、今の規定上は部会長、委員長と御相談ということではあります、諮問には当たらないのではないかと考えられるところです。

それから1点目の方ですが、確かに今調査計画上は品目を列記する形になっておりますので、この調査計画の変更にあたっては13品目を追加して13品目を削除するという変更計画しか出しようがないということになっております。調査計画上にこの基準を記載してあるわけではないのでそういう手順にはなりますが、今回、その13品目を個々に当てはめていけば、この調査実施者が提供しております別紙という品目選定過程という横紙があります。これに基づいて、どういう作業手順で今回の品目が出てきたのかというのをつまびらかに説明していただいている過程で、この赤字部分がないと理屈に合わないといいますが、そこから急にしらす干しは出てきませんというような話になって、この赤字部分はどうしても必要だということで、追記が必要ではないかという共通認識に至ったというような経緯もあります。何か実施者の補足することがありましたら。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長　いえ、私どもも先生の御意見、それから澤村審査官のお話のとおり、今後の事務の進め方も考えた上で、事務局とも御相談した上でこういうような形を出させていただいたということです。

○西郷部会長　よろしいですか。

○野呂委員　1つは、選定基準の位置づけみたいなものを、今後に向けてかも分かりませんが、明確にされた方がいいと思います。今、澤村審査官が言われたように、この基準の中で品目を入れ替える場合は、基本的には軽微な変更とするというルールを統計委員会でもオーソライズできないかというのを提案したい、やはり透明性とか合理性の観点でその方がよいのではないかと思います。もう一つは、そうしたルールの確立していない今回については、御面倒かも分かりませんが、13品目それぞれを分析した足跡がないと、諮問との関係がしっくりこないように思います。

○西郷部会長　今日御提出いただいた資料で説明できますか。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長　基本的には説明ができています。13品目統一での説明の書き方は確かにしていないわけですが、逆に言えば、席上配布の資料も含めまして、こういう手順で調べれば当然この13品目は出てきますというものを御提供しているつもりでして、むしろ不明な部分があれば、御質問い

ただければ適宜その部分は御回答したいと思っているところです。

○西郷部会長　今日の資料で、その13品目がこういうふうに、先ほども説明していただいたわけですが、諮問との対応ということではっきりさせるということであれば、今日席上配布していただいた資料で、こういう理由でこの13品目が選ばれてという説明をしていただいたほうが安全ではあるかもしれません。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長　分かりました。それでは、補足的に少し御説明いたします。席上配布の資料をまず御覧いただければと思いますが、まず地域別価格差調査ですが、基本的には地域差が一番大きいものを選んでいきたいと思います。ということで、変動係数を取りまして、その順番にまず品目を並べています。ただ一方で、先ほども追加した説明書きでもありましたが、例えば品目変更にあたって非常に調査員の事務負担が大きいもの、それから価格差の要因が地域的な影響以外によると見込まれるものが大きいもの、これは都道府県にも質問して選んでいるわけですが、こういうものを除いた結果、この二重丸の新規分の追加、7件ですか、こちらを追加しようというような話になったということです。それから裏側のドリンク剤も加わっていますが、これを追加しようという形になったということで、見ていただければ、基本的に変動係数の上位から、何かの理由で除外していないものについては全て順番に選んだというような形になっていると認識をしているところです。

それから、店舗形態別価格調査に関しましては、もともと従来から、毎年有用性を見た上でどんどん入れ替えをしてくださいということをお願いされていたところですが、こういう形で、純粋に基準のとおり店舗形態間の価格差というものを上位から順番に並べていきまして、中分類別に見ていきましたときに、特に除外の理由がない場合はできるだけ最上位のものを持ってこようということで持ってきた結果、現在選定されていないけれども、選定すべき3品目について新たに選定するということになったという結果になっています。それが清酒とラップと整髪料ですか、そういうような形になっているということで、そのかわりに廃止されたものが幾つか出てきているというような考え方になるということです。

それから、最後の銘柄別価格調査になりますが、こちらについてはかなり個別的な話になります。説明書き上では一般的に書いてしまったのですが、まず追加品目の3品目に関しましては、しょうゆを選んでいきます。こちら、動向編の銘柄では本醸造のこいくちしょう油を選んでいますが、構造編の銘柄としては生しょう油、加熱していないもの、こちらを選んでおります。こちらは、POS情報とかシンクタンクによる販売拡大の見解

など、そういうのを見ていると、かなり今後こういうものが出てくる可能性が大きいという
ことで出しているというものです。ほかにも結構、構造編、銘柄別に関しては似ている
のですけれども、あと台所用洗剤に関しましては、現在は合成洗剤、液体のものを調べて
いるのですが、食洗機用の洗剤、こちらがかなり最近伸びておりますということもありま
して、こちらをチェックしていこうということになっております。それから、最後は電気
カミソリですが、こちらは現在3枚刃のものを見ているわけですが、こちらのメーカーか
らの情報とか販売ランキングを見て、5枚刃のものを追いかけていかないと少し今後危な
いかというところもありまして、こちらを追いかけてみようという話になっています。

逆に廃止されたものに関しましてですが、まず洗濯用洗剤に関しましては、液体のほか
に粉末のものを実は調査していましたが、液体洗剤はシェアが拡大してしまいまして、こ
れはもともと構造編で液体洗剤を調べていたものが動向編の銘柄に変わってしまったとい
うことで、本調査ではこれ以上とる意義がないということになっております。中華麺に関
しましては、動向編で蒸し中華麺、構造編では生中華麺を調査していました。こちらは販
売シェアがほぼ膠着状態になってしまいまして、ほぼ変化がないのでこれ以上捉えても仕
方がないだろうということでやめております。それから家庭用ゲーム機、据え置き型です。
動向編ではPlay Station 4、構造編ではWii Uを調べていましたが、こちらは不定期に本
体とソフトとのセット価格でしか購入できないとかそういうことが結構起こっておりまし
て、銘柄別として把握するにはあまりにも難しいということで、こちらは継続して把握し
ても仕方がないのではないかとということで把握をやめたというような形になっています。
こちらは、すみません、口頭での説明になってしまって申し訳ないのですが、銘柄別とし
てはそういう理由です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。一応これで諮問との対応関係はついたと
いうことになると思うのですけれども。

○野呂委員 ほかの委員の方は分かりませんが、やはり少し私には、個々の品目の是非
については、手も足も出ませんので、選定基準に則っていれば原則として軽微な変更にし
るというルールでよろしいのではないかと私は思います。

○西郷部会長 分かりました。多分今回だけこういう形になっていて、次回以降は軽微
案件として扱われるということになると思います。ほかに何か。お願いします。

○宮川委員 今、御説明いただいた中で、鍋とタオルが地域的な影響以外の要因が大き
いので除外する、ということですよ。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 はい。

○宮川委員 これはいわゆるどういう理由ということになるのでしょうか。

○野村総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室課長補佐 物価統計室の野村と申します。私から回答いたします。こちらにつきましては、現在、動向編で調査をしている品目でもあるのですけれども、一方で構造編はスーパーマーケットを中心に現在、調査しているわけですが、多くのスーパーで、鍋やタオルといったもの、扱いはあるのですけれども、一方で都道府県などから実情を伺うと、一定の銘柄の規定はあるものの、かなり店舗、地域内の店舗によっても扱う商品がなかなかそろわないといった事情があると聞いております。構造編は品目を厳選して選んだ上で調査をするという観点から、こういったものは、後々地域差を見るという、本当に価格差が地域差を表しているのかという観点で考えるとノイズの原因となり得るのではないかとということで、我々総合的に判断をして、今回は、この基準に該当するものとしては、鍋、タオルといったものは地域差以外の価格の差の要因が大きいのではないかと判断したという結果です。

○宮川委員 ありがとうございます。そうすると、その選定プロセスというのは、もともと消費者の買い回りの範囲が狭い品目に合致しないからということですか。

○野村総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室課長補佐 鍋、タオルそのものは、現在の買い回りの基準自体には合致しているということになります。

○宮川委員 そうですか。そうすると、新たに追加された、要するにこれまでの説明の変動係数というのは分かりやすいのですけれども、価格差の要因が地域的な影響以外によるものが大きいと見込まれるというのは、曖昧な表現になっていますよね。ほかの要因というのは、推計等をして地域ダミーが全然きかないためにそれ以外の要因であるとするのであれば変動係数にプラスアルファするような明確な選定基準になりますけれども、今の御説明だと非常に曖昧に、裁量的にやっている部分がまた入ってしまうと思います。

○西郷部会長 多分今回こういう追記をしたというのは、これ以外の、今、一種の例外規定というのですかね、原理原則でははかり知れないようなものも基準に入れて実際の品目選定というのは行っているということから今回こういう追記をしていただいて。これが書いていないと、これ以外では絶対変えてはいけない、全部委員会に諮りなさいということになるということからこういう追記をしていただいたと思うのです。ただ、総合的な判断とよく色々なところが出てくるのですけれども、その総合的な判断を何かというのをつまびらかにするというのは結構難しいと思います。

○宮川委員　それは、こういう曖昧な文章を入れてしまえば、この基準に沿ってという言い方はなかなかしづらいと思います。ですから、今御説明されたことを追記されるのだっただけでももう少し限定した表現に変えていただかないと。今後、そういう店を探すのが大変であれば、品目変更にかかわる調査員の事務負担が大きいというところにむしろ入れるべきではないでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長　基本的には、この価格差の要因につきましても、私どもだけで判断しているというよりは、各県に意見を聞いた上で、なかなか困難であると伺って判断しているところもありまして、その方が整理上非常にきれいだ。曖昧性がなくなるということであれば、統合すること自体については問題ないかと思っております。

○西郷部会長　なるべく総合的な判断とかそういうのは、曖昧な部分というのはなるべくないようにしておくのが基準の書き方の原則ですので、もしよろしければ、今御提案いただいたように、追記の部分をさらに明確に書いていただくということによろしいですか。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長　分かりました。そのようにさせていただきます。

○西郷部会長　ありがとうございます。ほかにありますか。それでは。

○宮川委員　すみません。

○西郷部会長　どうぞ。

○宮川委員　むしろここで削られているのが事務負担ということであれば、調査の効率性、事務負担を勘案するとかいう形で明記されるというのが今回の趣旨に沿っているのではないかと思います。これは私のサジェスションです。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長　ありがとうございます。記載ぶりについては事務局とも相談して整理をするようにさせていただきます。

○西郷部会長　ありがとうございます。

ほかに何か別の観点からの御意見ありませんか。

○野呂委員　これ以外でもよろしいですか。

○西郷部会長　どうぞ。

○野呂委員　本当に単純な質問ですけれども、これはそれほどまだ歴史のない構造編ですが、特に銘柄は9品目だけで、しかも調査対象も15事業者と少ないのですけれども、その調査結果の精度とといいますか、実際使われてみた有用性のようなものはどんな感じなの

でしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長　銘柄別に関しましては、目的のところでも御説明しておりますとおり、多分ある意味、私どもと言ってしまってもよいのかどうか分かりませんが、我々は動向編に対応するためにやっているというものでして、調査した以上は公表しないわけにはいかないのが当然出していますが、さすがに精度云々のところに関しては、若干ほかのと比べればどうしてもやはりというところはあるかと思えます。基本的にはいろいろなところを見る、多面的に見るための基礎資料として御覧いただきたいというようにお考えいただけるのが多分一番よいのではないかと思います。

○西郷部会長　ほかにありますか。では、今回の変更に関しましては、この追記の部分をさらに明確化していただくように文言とか文章を修正していただいて、それに関しましてはいわゆるメール審議とか、文書による審議という形で決着をさせていただきたいと思えます。

あと、今回の変更自体については以上ですけれども、小売物価統計調査については、昨年度の答申の際に、「今後の課題」や部会長メモによって何点か中期的な課題というのが指摘されておりました。ただ、前回の部会からまだ間もないということもありますので、その対応状況について現状を御報告いただければと思います。よろしく願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長　では御報告をいたします。資料は6の③を御覧ください。先ほど部会長からお話もありましたとおり、前回の諮問からあまり経っていないこと、それから、皆様御存じのとおり基準改定作業を控えておまして、そちらに注力をしている関係からあまりよろしいお知らせではないところもあるかと思えますが、現状の進行状況について御説明いたします。

まず、諮問第80号の答申における課題の中の(1)選定基準の運用に関しましては、動向編の品目に関しましては、今回は変更しないのですが、当然のことながら次回の基準改定における見直しではしっかりとやっていく。構造編に関しましては、現在御審議いただいたとおり、より中身をしっかりとした上でそのとおりやっていくということを考えているところです。ちなみに今回選定した品目については、うまく整いましたら平成29年の1月の調査開始を目指す予定です。

それから(2)名簿情報を活用した集計の充実についてですが、こちらについては、現在、過去のデータを用いて試行的に集計を行いまして、この有用性等について有識者と御相談しながら検証を行っているという状況です。現在まだ方向性が見えていない段階で、

あまり確たることは言えませんが、今後も引き続き検証を行わせていただきたいと思いますと考えております。

それから（３）特売価格の実施状況の把握につきましては、従来、全国物価統計調査で把握していたわけですが、POSデータを利用した特売価格に関する先行研究を色々見ながら、食料品の一部の商品については毎回販売価格データを購入しておりまして、値下がり時における消費者の購買行動の変化等々についてはデータとしては一応見ているような形にはなっています。今後も引き続き、先行研究を踏まえながら特売価格の把握の可能性については検討していこうとは思っていますが、まだデータ収集の段階で、御説明できる状況ではないとお考えいただければと思います。

それから18ページ目に移りまして、部会長メモにおける課題というところに移ります。こちら、順次対応するように御説明いたしますが、まず1つ目、まずは平成28年8月に予定されているCPIの基準改定について、その対応を着実に進めるという形です。CPIにつきましては今月の26日から新基準での公表を予定しておりまして、それに向けまして各種統計情報とか個別企業からの情報収集、含まれる異常値の確認とか計算式の精査、集計結果の精査等々色々な作業をやってきているということにして、結果の一部が先月の8日、ウエイトとCPIの作成方法に関する情報の公表があった上で、今月の12日には平成28年6月分までの遡及結果と接続指数を公表するというふうに着実に準備は進めております。基本的には、基準改定の公表が終わるまでは私ども物価統計室といたしましては、これに全力を尽くして、過去色々話題になったこともありますけれども、おかしいことがないようにしっかりと対処していきたいと考えている次第です。

それから2つ目の丸のうちの上半分、消費税抜きCPIの作成及び公表の関係です。こちらにつきましては、部会長メモ、それから同メモの参考1、これも後ろに付いているかと思いますが、こちらに従いまして、次回の消費税改定に合わせて実施するという形で考えておりまして、これに従って今後対応を進めるということについては十分認識をしております。ただ、次回の消費税改定の実施時期が延期されてしまったということがありまして、次回の消費税改定を反映した消費税抜きCPIを作成しますというお約束をしたわけですが、こちらについてもこれに合わせた時期にやらせていただきたいと思いますところですので。

なお、CPIにつきましては、主に前年同月比が使われているというのは皆様御存じのとおりかと思いますが、当然のことながら消費税抜きCPIにつきましても、消費税改

定後の1年間の前年同月比に極めてニーズが高いと思われます。他方、指数値に関しましては、前回の消費税率改定後に今回の基準改定があったということから、次ページに、すみません、重々御承知の上と存じますが、簡単な図表を一応掲載させていただいております。当然のことながら8%消費税が上がり指数値自体は変わらないということですので、消費税込みと税抜きの指数値は基本的には同じになるということです。

なお、細かいことを言えば、ウェイトという話もありますが、基本的にはウェイトは家計調査の結果を用いるので、家計調査でも別に税抜きの結果を出しているわけでもないものですから、これに則る限りは一応同じような数値になるというのが原則だろうと考えております。

また、消費税抜きCPIに関しましては、次回の消費税率改定への対応とともに遡及計算も併せて実施しますということになっております。御存じのとおり、既に過去の税抜きCPIに関しまして、内閣府、それから日本銀行のものが一応出回っているということになります。但し、次回の消費税率改定の際には、結局私どもも色々説明するために日本銀行の試算値を使ったりということをしてはいたのですけれども、自ら計算して出すということはお約束したとおり、しっかりとやっていきたいと考えておるところです。

こういうことを考えますと、遡及計算の適時性とか適切性、有用性とかを色々考えれば、時系列の統計を整合的に整備するという観点から考えれば、次回のやり方に合わせて過去のものもしっかりと見られるように私たちの税抜きCPIというのを作っていくと思っていますし、その際には、当然のことながら、内閣府とか日本銀行の試算との混乱が生じないようにしっかりと調整をしてからやりたいと思っておるところです。

併せて、消費税抜きCPIの加工上の制約は、日銀、内閣府も色々と前提を置いた上で試算されていたと思いますが、こういうことについても、次回の消費税率の改定の内容に基づき、ニーズを踏まえた情報提供の充実を図ることについては、前回の部会でもお約束をしていることですので、しっかりと対処していきたいと考えております。

それから、2つ目の丸の一番最後の部分、家賃の経年劣化を踏まえた品質調整に関してですが、こちらについては、メモにも書きましたとおり、今後しっかりと対応はもちろん進めてまいります。ただ、お約束したとおり、基準改定の後から本格的に始めるということになっておりますので、しっかりとこれは今後話を進めていきたいと思っておるところです。

私からの説明は以上です。

○西郷部会長　　ありがとうございます。

ただ今の御説明に関して何か御質問等ありますか。もしないようでしたら、統計局では引き続き御検討をお願いできればと思います。早期に結論を得るよう努めていただきたいと思います。

○宮川委員　　すみません、最後に1点だけ。今回の審査についてはもうこれ1回ということで、あと修正案をメールでいただくということですので、もう一度、すみません、確認をさせて下さい。品目の選定に当たって、先ほど、少しもう一度見直していたのですが、共通基準というのがあって、既にそれは事務的に効率性を達成しないものについては除くという基準がありますので、それを考えれば、席上配布されていた地域別価格差調査の調査品目の選定については、鍋、タオルとか、それからそのほかの事務負担のところについては、もうこれは共通基準によって除かれてしかるべきと考えてよろしいのですよね。その後のものについては、要するに変動係数で、上からずっとある順番までとっていくということをやられるとすると、今までの共通基準の(iv)で個別規準(vi)の部分は、解消できると考えてよいのではないかと思いますので、(vi)のところの追加部分が必要かどうかも含めて御検討いただきたいということです。

○西郷部会長　　よろしいですか。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長　　分かりました。

○西郷部会長　　ほかにありますか。よろしいですか。それでは小売物価統計調査の審議はこれまでとさせていただきます。答申(案)の中に修文が入りますので、それに関しましては、先ほど申し上げましたように、いわゆるメール審議、正確には「部会において書面による議決が認められる場合について」を適用いたしまして、事務局あるいは実施部局、そして私が相談をしながら修文して、両委員に内容を御確認いただいて部会における議決とさせていただきますと思います。

それでは、今後、答申(案)につきまして書面について御確認いただいて、最終的に御了解いただきました答申(案)に関しましては、8月25日に開催が予定されております統計委員会において私から報告をさせていただきます。

以上で、今日は9時半からということで長丁場でしたけれども、今日の審議は終わりにしたいと思います。

最後に、事務局から御連絡をお願いいたします。

○岡村総務省政策統括官(統計基準担当)付主査　　小売物価統計調査につきましては、

本日の審議で終了いたします。

また、先ほど部会長から御連絡がありましたけれども、答申（案）につきましては、部会で出ました御指摘事項等を踏まえて答申（案）を部会長と御相談の上、早急に両委員に御確認をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、席上配布資料につきましては、大変恐縮ではありますが、回収いたしますので席上に残しておいていただきますようお願いいたします。

最後に、部会の結果概要につきましては、事務局で作成次第メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましてもよろしくお願いいたします。

以上です。

○西郷部会長 軽微基準に関してもう少し明確にしたほうがよいのではないかといった今回の部会での議論について、答申（案）に盛り込めない部分に関しましては、私から委員会のときに御報告したいと思います。

それでは、長いことどうもありがとうございました。今日の部会は終了といたします。どうもありがとうございました。